

平成24年9月甲良町議会定例会会議録

平成24年9月7日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | 報告第5号 | 平成23年度甲良町財政健全化判断比率の報告について |
| 第4 | 報告第6号 | 平成23年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について |
| 第5 | 報告第7号 | 平成23年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 第6 | 承認第6号 | 専決処分につき、承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて） |
| 第7 | 承認第7号 | 専決処分につき、承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて） |
| 第8 | 認定第1号 | 平成23年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第9 | 認定第2号 | 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第10 | 認定第3号 | 平成23年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第11 | 認定第4号 | 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第12 | 認定第5号 | 平成23年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第13 | 認定第6号 | 平成23年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第14 | 認定第7号 | 平成23年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第15 | 認定第8号 | 平成23年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第16 | 認定第9号 | 平成23年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について |
| 第17 | 議案第34号 | 甲良町防災会議条例の一部を改正する条例 |
| 第18 | 議案第35号 | 甲良町災害対策本部条例の一部を改正する条例 |
| 第19 | 議案第36号 | 湖東広域衛生管理組合規約の変更につき、議決を求める |

ことについて

- 第20 議案第37号 平成24年度甲良町一般会計補正予算(第4号)
第21 議案第38号 平成24年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
第22 議案第39号 平成24年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
第23 議案第40号 平成24年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)
第24 議案第41号 平成24年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)
第25 同意第4号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
第26 同意第5号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
第27 請願第3号 県立高校の統廃合に関する請願
第28 請願第4号 「こんな時に消費税増税実施は行わないこと」との意見書の提出を求める請願書
第29 一般質問

◎会議に出席した議員(12名)

1番	阪東佐智男	2番	野瀬欣廣
3番	西川誠一	4番	濱野圭市
5番	丸山光雄	6番	木村修
7番	藤堂一彦	8番	丸山恵二
9番	金澤博	10番	山田壽一
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	大橋久和	会計管理者	山本昇
教育次長	金田長和	税務課長	上田和光
企画監理課長	中山進	人権課長	奥川喜四郎
水道課長	茶木朝雄	産業課長	米田義正
建設課長	若林嘉昭	住民課長	中川愛博

保健福祉課長 川 嶋 幸 泰
総務課参事 中 川 雅 博
保健福祉課参事 片 岡 聡
直売所準備室長 茶 木 朝 雄

社会教育課長 池 田 弥太郎
学校教育課長 橋 本 悟
水道課参事 北 坂 仁

◎議場に出席した事務局職員

事務局 長 陌 間 忍 書記 宝 来 正 恵

(午前9時00分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成24年9月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 山田議員および11番 西澤議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの18日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 本日、平成24年9月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席を賜り、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明の先立ち、若干の行政報告をいたします。

古川AS株式会社の本社機能の移設に関してであります。現在の敷地内に新事務所棟の新築工事の地鎮祭が3日に行われ、招待を受けました。新事務所棟は、2013年竣工予定で、敷地拡張の造成工事は年内に完成するとの予定であります。本町におきましても、法人税、固定資産税が増え、雇用の場も拡大され、メリットがあります。また、町の人口増の可能性も秘めており、町の発展に寄与するものであり、大変喜ばしいことでもあり、期待もいたしております。

次に、彦根八日市線の県道地先の、小川原地先の県道わきに有害図書の自販機がございました。過去にも議員の皆さんからご指摘を受けておりました。犬上少年センターや、青少年町民育成会議、行政等、設置業者ならびに地権者に粘り強い交渉をしておりました。今年の春に撤去の確約をいただき、そ

して、この8月末に全面撤去ということで小屋ごと撤去をしていただくということになりまして、今現在は何も無い状態になりましたのでご報告を申し上げます。

次に、平成25年3月の本格オープンに向けて、せせらぎの里こうら交流館新築に伴う工事の入札を平成24年8月28日に行い、建築工事をはじめ、電気工事など、全体整備のための工事業者が決定し、平成24年9月6日に契約を結んだところです。交流館周辺の舗装工事につきましては、今後も発注を行う予定であります。交流館に使用する木材については、昨年度に町営林のスギ・ヒノキを伐採した木材も製材が完了しております。推進体制の強化のため、9月1日付で若干の人事異動も行いました。今後は、道の駅せせらぎの里こうらとして本格オープンをめざし、建設を進めていくこととなります。

それでは、本日、提案をさせていただきます案件について、その概要を申し上げます。

報告第1号から報告第7号は、財政健全化判断比率および公営企業会計の資金不足比率の報告でございます。地方公共団体の財政の健全化に対する法律の施行に伴い、平成19年度決算から財政健全化判断比率および公営企業会計における資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告し、公表することが義務づけられました。

平成23年度の状況は、実質赤字比率は、実質収支が黒字のため比率は算出されません。特別会計および公営企業会計を含めた本町全体の連結実質赤字比率につきましても、実質収支が黒字のため比率は算出されません。

実質公債費比率につきましては、対前年1.9ポイント増加し、11.8%になりました。

将来負担比率につきましては、対前年1.7ポイント減少し、1.4%になりました。

公営企業会計における資金不足比率につきましても、下水道事業会計および水道事業会計の各会計とも資金不足を生じておりませんので、比率は算出されません。引き続き、各会計とも財政の健全化に向けて努力する所存でございます。

承認第6号は、自動車を運転中、町道の縁石が外れ、タイヤおよびオイルを損傷したことに伴い、損害の額を定めることについて専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第7号は、駐車場に駐車していた自動車に公用車が接触し、相手方の自動車が損傷したことに伴い、損害の額を定めることについて専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

認定第1号から認定第9号は、平成23年度甲良町一般会計および8特別会計・企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

平成23年度は、真に必要とされる施策への財源の計画的重点配分により施策を行い、その主な成果といたしましては、1、保健・福祉施策として、心身障害者医療費助成事業、在宅高齢者介護用品支給事業、高齢者配食サービス事業、2、教育・文化施設として、小学校等外国語活動指導員設置事業、中学生海外派遣研修事業、西小学校エレベーター設置事業、3、子育て支援施策として、子育て支援センターの充実、妊婦検診費用および乳幼児福祉医療費の無料化、4、まちづくり施策として、各集落のむらづくり活動事業の推進、5、農業・産業振興施策として、住宅リフォーム・太陽光発電設備設置補助金、せせらぎの里こうら整備事業、園芸作物振興補助金、鳥獣害防除対策事業、6、環境施策として、下水道事業の推進、ごみ減量化リサイクル活動、7、安全安心のまちづくりとして、グループホームらくらく防災対策事業、防火水槽設置事業、8、観光振興施策として、歴史の地訪問事業、農産物収穫体験・観光事業、藤堂高虎公出生地跡整備補助金、9、その他の事業として、道の駅駐車場整備事業、町道新設改良事業など、あらゆる分野において諸事業の推進を図ってまいりました。

また、財政面では、普通会計における決算額を前年度と比較いたしますと、歳入総額が38億7,218万3,000円で、2.2%減、歳出総額が37億6,322万3,000円で1.0%の減となっております。実質収支は1億368万円、実質収支比率は4.4%、単年度収支は1,178万4,000円の赤字となりました。財政の硬直化を示す経常収支比率は、92.7%となり、前年度を1.8ポイント上回りました。歳入面で経常収入である町税が、法人税の回復等により5,849万1,000円の増となりましたが、実質的な普通交付税であります臨時財政対策債が8,618万7,000円の減となりましたことから、経常収入全体で3,642万9,000円の減となりました。

これに対し、歳出の経常経費では、物件費で878万5,000円の減、補助費で248万円の減、操出金で885万2,000円の減となり、経費削減の成果は見られたものの、人件費で3,249万1,000円の増、医事補習費で339万6,000円の増となったため、経常経費全体では1,019万5,000円の増額となりました。

経常経費は微増でありましたが、経常収入が大きく減額となったことから、経常収支比率を引き上げる結果となりました。今後は、さらに税等自主財源確保、経常経費の削減に努めることで比率の抑制に努めます。

また、地方債現在高につきましては、一般会計は臨時財政対策債や防災基

盤整備事業債の発行額が多額になりましたが、それを上回る元金を償還したことにより減額となりました。

また、住宅新築資金貸付事業債も、新規貸付がないため毎年減少することから、対前年1億8,474万9,000円減の36億917万3,000円で、7年連続の減額となりました。

そして、地方債現在高比率につきましても、対前年6.2ポイント減少し、153.1%になり、改善を図ることができました。

また、積立金現在高につきましてもは、対前年1億231万1,000円増の10億3,844万8,000円となり、財政調整基金に積み立てを行うことができたことにより昨年度を上回りました。今後の財政運営におきましては、引き続き、歳入歳出一体の改革により、さらに厳しい財政状況となることから、新たな収入財源の確保、徹底した歳出全般の見直しを図ることにより、効率的な行財政運営に取り組む所存であります。

議案第34号、議案第35号は、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、甲良町防災会議条例および甲良町災害対策本部条例の一部を改正するものであります。

議案第36号は、障害児支援の強化を図るため児童福祉法が一部改正されたことに伴い、湖東広域衛生管理組合の規約の一部を変更する必要性が生じたので、議決をお願いするものでございます。

次に、議案第37号は、平成24年度甲良町一般会計補正予算（第4号）で、4,576万2,000円を増額し、補正後の予算額を38億2,668万1,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、総務費で役場周辺用地取得に伴う収用事業認定申請業務、多賀町樋田地先町営林獣害ネットフェンス設置費、商工費で住宅リフォーム・太陽光発電設備設置補助金、藤堂高虎公出生地跡整備補助金、土木管理費で、緊急雇用対策事業として実施する境界明示情報電子化業務、道路橋梁費で池寺防災道路整備事業、住宅費で改良公営住宅耐震診断業務、教育費で中学校防犯カメラ設置事業によるものでございます。

議案第38号は、平成24年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、7,786万9,000円を増額し、補正後の予算額を10億3,185万1,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、療養給付費交付金の返還、基金積立金の増額によるものです。

議案第39号は、平成24年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、412万1,000円を増額し、補正後の予算額を4億1,655万4,000円とするものでございます。

主な内容としたしましては、水洗化促進補助金の増額、舗装復旧費の増額によるものです。

議案第40号は、平成24年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）で、148万円を増額し、補正後の予算額を548万2,000円とするものでございます。

主な内容としたしましては、用地取得によるものです。

議案第41号は、平成24年度、甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、831万1,000円を増額し、補正後の予算額を7億188万円とするものでございます。

主な内容としたしまして、改定後の介護保険料の予算計上、国庫負担金等の補助金返還金によるものでございます。

同意第4号は、任期満了に伴う甲良町教育委員会委員の任命につき、日下和子氏の再任の同意を求めるものであります。

同意第5号は、任期満了に伴う甲良町教育委員会委員の任命につき、福田理文氏の後任に藤真照氏の任命の同意を求めるものであります。

以上、簡単でございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な認定、議決等を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○**建部議長** 日程第3 報告第5号から日程第5 報告第7号までを一括議題といたします。

報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

総務課長。

○**大橋総務課長** それでは、報告第5号 平成23年度甲良町財政健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、甲良町財政健全化判断比率を報告するものでございます。

裏面をお願いします。

①番の実質赤字比率、平成23年度は実質収支が黒字のため算出されません。

②番、連結実質赤字比率、これも同等、黒字のため算出されていません。

③番、実質公債費比率、11.8%、対前年比は1.9%の増であります。

④番目の将来負担比率、1.4%、前年度からは1.7%の減となっております。

続きまして、報告第6号 平成23年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてご説明いたします。

裏面をお願いいたします。

下水道事業特別会計資金不足比率、平成23年度は、資金不足を生じていないため算出されていません。

報告第7号 平成23年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について。

裏面をお願いします。

水道事業会計資金不足比率につきましても、資金不足が生じていないので算出されませんでした。

以上です。

○**建部議長** これをもって報告を終わります。

ここで、監査委員の木村議員から、平成23年度甲良町財政健全化判断比率、同じく下水道事業特別会計資金不足比率ならびに水道事業会計資金不足比率の審査意見書が提出されておりますので、その報告を求めます。

木村議員。

○**木村議員** それでは、報告させていただきます。

甲良町長 北川豊昭様。

甲良町監査委員 上田勝。

甲良町監査委員 木村修。

平成23年度財政健全化審査意見書。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成23年度甲良町財政健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1. 審査の概要。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果。

(1) 総合意見。

審査に付された下記健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められる。

(2) 個別意見。

①実質赤字比率について。

平成23年度の実質収支は黒字のため、実質赤字比率は算出されない。

②連結実質赤字比率について。

平成23年度の連結実質収支は黒字のため、連結実質赤字は算出されない。

③実質公債費比率について。

平成23年度の実質公債費比率は11.8%となっており、前年度に比べて1.9ポイント高くなった。早期健全化基準の25%と比較すると、これ

を下回り、良好である。

④将来負担比率について。

平成23年度の将来負担比率は1.4%となっており、前年度に比べて1.7ポイント低くなった。早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り良好である。

(3) 是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

続きまして、平成23年度甲良町下水道事業特別会計経営健全化審査意見書。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成23年度甲良町下水道事業特別会計の経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1. 審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成しているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果。

(1) 総合意見。

審査に付された下記、資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められる。

(2) 個別意見。

①資金不足比率について。

資金不足は生じないため、資金不足比率は算出されない。

(3) 是正改善を要する事項。

指摘すべき事項は特にない。

続きまして、平成23年度甲良町水道事業会計経営健全化審査意見書。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成23年度甲良町水道事業会計の経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1. 審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率および算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果。

(1) 総合意見。

審査に付された下記資金不足比率および算定の基礎となる事項を記載した

書類は、いずれも適正に作成しているものと認められる。

(2) 個別意見。

資金不足比率について。

資金不足が生じないため、資金不足比率は算出されない。

(3) 是正改善を要する事項。

指摘すべき事項は特になし。

以上です。

○**建部議長** ご苦勞さまでした。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第6 承認第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて。

(損害賠償の額を定めることについて)。

上記の議案を提出する。

平成24年9月7日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**中川総務課参事** 失礼します。

承認第6号は、損害賠償の額を定めることについて承認をお願いするものであります。

次のページをお願いします。

専決処分書。

損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第180条の規定により、平成24年8月8日付で専決処分をいたしましたものでございます。

内容につきましては、次のページをお願いします。

本件事故による損害を次のとおり賠償するものとする。

1、相手方として、滋賀県愛知郡愛荘町愛知川288番地の3、雇用促進住宅1-301、咲真美里。

2の事故の概要といたしましては、平成24年7月18日水曜日、午後0時15分、町道古川北落線において、相手方が自動車を運転中、町道に整備している縁石が自動車の衝撃ではね上がり、車両後部左側のタイヤがパンクし、ホイールが変形したものであります。

3番目の損害賠償額としては、2万8,739円であります。

以上です。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 2点、お尋ねします。

この事故における示談書の作成は完了しているのでしょうか。そして、示談書が交わされているのであれば、主なその内容、そして、町の100%の過失責任だと思いますが、そういう内容になっているのかどうか。それが1点です。

2つ目は、昨日お伝えしました。この問題は、6月議会でも呉竹の道路で同じような事故が起こって、ホイールを傷めて損害賠償が生じています。石畳の点検補修、維持管理の体制は、その後どのように強化をされているのかどうかをお尋ねしたいものです。

そして、昨日お伝えした浮き石、これは在土の八幡神社の通りです。毎日、台数はわかりませんがかなり多くの車両が通行しています。1日放置をしても浮き石でこういう事故が起こる可能性が出てまいります。確認に行かれたかどうか、その3点、よろしく申し上げます。

○**建部議長** 総務課参事。

○**中川総務課参事** 示談書につきましては、8月8日付で示談をしております。

過失割合は100%町が悪いということで、その内容で、全部の金額で2万8,739円、町が賠償することになっています。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** 点検でございますけれども、その後、石張りのところにつきましては、一度4月の事故から後、点検いたしました。悪いところにつきましては、順次石をとって、アスファルトの補修材で補修をしているところでございます。

その他、住民の方の通報とか、職員の方の通報等により、石張りだけじゃなしにその他の道路の補修についても点検して補修をしているところでございます。

それと、昨日の八幡神社の石張りでございますけれども、職員に休憩時間の後に指示しまして現場を確認してもらいました。してもらった結果、まだ石はがたがたというんですけれども、きちっと石がはまっているもので、バールでこじてもとれないというような状況だったというぐあいに報告を受けております。

○**建部議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論をいたします。

先ほどありました、示談書の100%町が補償をする義務があるということで、事故内容から見てもそうだというように思います。それで、賛成をするものです。6月議会でも呉竹で同じ事故がありました。この機会に私もそのことを述べたわけですが、せせらぎ遊園事業のもとで進められた、景観美化のためと称して実施されたわりにはその後の維持管理についての責任が果たされていないあらわれと見なければなりません。逆に、その石畳工事が必要工事であったのか、甲良町の実態に合ったものだったのかという根本的な見直しが求められていると私は考えています。八幡神社前の石畳道路について、修理箇所が目立ってまいりました。とりわけ交差点のところでスピードが変わる時点だというように思いますが、そういう点でも重点箇所、ないしは、道路すべてではありませんので、石畳のところは一斉の点検が必要だということをこの機会に申し上げまして賛成討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第7 承認第7号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて。

(損害賠償の額を定めることについて)。

上記の議案を提出する。

平成24年9月7日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○中川総務課参事 承認第7号も損害賠償の額を求めることについて承認をお

願いするものでございます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第180条の規定により、平成24年8月18日付で専決処分をいたしたものでございます。

内容につきましては、次のページをお願いします。

本件事故による損害を次のとおり賠償するものとする。

1、相手方、滋賀県彦根市大堀町606番地、小堀美咲子。

事故の概要といたしましては、平成24年7月6日金曜日、午後1時50分ごろ、彦根市役所駐車場において来客用駐車場に駐車していた相手方の車に接触したものであります。

損害賠償額としては、20万8,140円であります。

以上であります。よろしくをお願いします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 公用車の傷みぐあいの費用は13万7,000円と全協で聞きましたが、これの支払いは個人支払いになっていますか。

それともう一つ、職員に対する処分はどのようにされましたでしょうか。

○**建部議長** 総務課参事。

○**中川総務課参事** 公用車の修理ですけれど、13万7,865円で、公用車で入っている保険の車両保険で対応しています。

職員の方につきましては、8月の課長会で、最近ちょっと事故が多いので、その注意を促すのと、事故後の対応のパンフレットを配って周知するように指示をしていますし、9月の課長会でも交通安全の週間も間近なので、同じような注意を促しております。

以上です。

○**建部議長** ほかに質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 今の丸山光雄議員の質問とも関連しますが、公用車で当てた事故ということで車両保険を適用したというわけですけども、個人責任も出てまいります。それで、課長会で云々ということでしたが、行政職員、公務員としての処罰、処分がなかったということですか。それが1つです。

それから、公務員ですから、これは誰がこういう事故を起こしたのかという点では個人責任をしっかりと明確にする必要があります。相手方がこういうように名前まで出ています。当てたのは町全体ではありません。職員がこ

ういうミスを犯したのです。そういう点では、誰が犯した事故であるのかということでも明らかにする必要がありますと思いますが、報告を求めます。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 事故を起こしてすぐに電話連絡してもらいまして、その後、本人から事故報告書を提出してもらっています。その後、町長に報告してもらって、その場で口頭注意をしています。個人の責任ということで職員の名前をとということでしょうか。名前を公表ということでしょうか。ちょっとここですぐに返答というのはできませんので、後で相談させてもらって、また返事をさせていただきます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それでは、今の答弁で、口頭注意という処分をしたということでも理解してよろしいんですか。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 はい。町長から直接口頭注意をされました。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに承認する……。失礼、承認第7号でございます。

お諮りいたします。

本案は、これに承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第8 認定第1号から日程第16 認定第9号までの9議案を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 認定第1号 平成23年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

について。

認定第3号 平成23年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 平成23年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 平成23年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第7号 平成23年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第8号 平成23年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第9号 平成23年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

上記の議案を提出する。

平成24年9月7日。

甲良町長。

○**建部議長** 認定第1号から認定第8号までは会計管理者、認定第9号は水道課長において順次説明を求めます。

会計管理者。

○**山本会計管理者** それでは、私の方から認定第1号から認定第8号までの平成23年度各会計決算認定について、ご説明をさせていただきます。

説明に入る前に、ちょっとお願いをいたしたいと思います。

歳入につきましては、調定額と収入済み額が同額の場合につきましては、収入済み額のみ説明とさせていただきます。歳出につきましては、支出済み額を中心に説明をさせていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号 平成23年度甲良町一般会計歳入歳出決算について報告いたします。

歳入歳出の予算額は同額で、39億3,741万1,000円であります。歳入決算額は38億4,575万8,029円、歳出決算額は37億3,683万8,139円です。歳入歳出差し引き残額は1億891万9,890円です。うち翌年度繰越財源は528万円あります。実質残額は1億363万9,890円でございます。

それでは、歳入の部をお願いいたします。

1 ページ、2 ページでございます。

まず、1 款 町税であります。調定額 9 億 9, 4 2 9 万 6, 8 0 0 円に対しまして、収入済み額が 9 億 4, 0 2 2 万 4, 5 1 2 円、不納欠損額が 1 2 6 万 8 1 円、収入未済額 5, 2 8 1 万 2, 2 0 7 円、これは町民税、それから固定資産税、軽自動車税の分でございます。次に、2 款の地方譲与税、収入済み額でございます。3, 7 9 5 万 2, 0 4 6 円、3 款の利子割り交付金 2 3 2 万 1, 0 0 0 円、4 款 配当割交付金 1 3 9 万円、5 款 株式等譲渡所得割交付金 3 2 万 3, 0 0 0 円、6 款 地方消費税交付金 6, 1 4 4 万 7, 0 0 0 円、7 款 自動車取得税交付金 1, 0 8 3 万 5, 0 0 0 円、8 款 地方特例交付金 1, 3 5 5 万 8, 0 0 0 円、9 款 地方交付金 1 6 億 1, 8 3 9 万 3, 0 0 0 円、1 0 款 交通安全対策特別交付金 1 4 2 万 5, 0 0 0 円。

次のページをお願いいたします。

1 1 款の分担金及び負担金でございます。調定額 3, 6 4 9 万 5, 1 7 2 円、収入済み額が 3, 3 5 7 万 1, 1 1 2 円、不納欠損額 3 万 1, 5 0 0 円、これは保育園の分でございます。保育所の分でございます。収入未済額 2 8 9 万 2, 5 6 0 円、これも保育料の分でございます。1 2 款の使用料及び手数料、調定額 5, 0 1 3 万 9, 9 8 3 円、収入済み額が 2, 7 4 5 万 8, 7 6 7 円、収入未済額 2, 1 6 8 万 1, 2 1 6 円、これは住宅使用料の分が未済でございます。1 3 款国庫支出金、調定額が 3 億 1, 8 1 1 万 7, 4 9 6 円、収入済み額が 2 億 9, 6 0 1 万 1, 4 9 6 円、1 4 款 県支出金、収入済み額が 2 億 5, 3 2 4 万 1, 4 8 5 円、1 5 款 財産収入、調定額 1, 8 6 4 万 2, 2 1 1 円、収入済み額が 1, 7 7 9 万 2, 2 1 1 円、収入未済額 8 5 万円、これは土地代の分でございます。1 6 款の寄付金 4 2 万 3, 6 7 5 円、1 7 款の繰入金 4 7 0 万 8, 4 8 6 円、1 8 款の繰越金 1 億 5, 9 9 6 万 2, 0 1 8 円、次のページをお願いいたします。

1 9 款の諸収入でございます。調定額 1 億 2, 6 1 5 万 6, 1 7 1 円、収入済み額が 1 億 2, 5 6 5 万 4, 2 2 1 円、収入未済額が 5 0 万 1, 9 5 0 円であります。2 0 款の町債でございます。起債発行した分でございます。収入済み額が 2 億 3, 9 0 6 万 6, 0 0 0 円でございます。歳入合計といたしまして、調定額 3 9 億 6, 9 5 9 万 3, 5 4 3 円に対しまして、収入済み額が 3 8 億 4, 5 7 5 万 8, 0 2 9 円、不納欠損額が 1 2 9 万 1, 5 8 1 円、収入未済額が 1 億 2, 2 5 4 万 3, 9 3 3 円でございます。

次に、歳出の部でございます。1 款の議会費、支出済み額になります。7, 2 4 5 万 5, 7 4 6 円、2 款 総務費 6 億 1, 3 6 3 万 1, 6 0 0 円、3 款 民生費 1 1 億 6, 8 6 7 万 8, 2 3 5 円、4 款 衛生費 2 億 6, 8 7 6 万 8, 6 4 7 円、5 款 労働費 6 1 万 4, 3 6 5 円、6 款 農林水産業費 1 億

5, 486万257円、翌年度繰越額が1, 826万7, 000円でございます。これは農産物直売所の分でございます。これを翌年度に繰り越しております。7款の商工費3, 783万9, 084円、8款 土木費1億8, 666万8, 507円、翌年度繰越額は2, 356万5, 000円でございます。これは道路整備の分で繰り越しをしております。

次のページをお願いいたします。

9款の消防費、支出済み額で1億3, 229万9, 131円、翌年度繰越額625万4, 000円、これは彦根市消防の無線の更新の分で繰り越しをしております。10款の教育費4億5, 158万8, 181円、11款 災害復旧費はございません。12款の公債費4億6, 080万5, 648円、これは地方債の償還と利息の支払いの分でございます。14款の予備費はございません。

次のページをお願いいたします。

済みません。13款が抜けておりました。諸支出金1億8, 862万8, 738円。

次のページをお願いいたします。

歳出合計といたしまして、支出済み額が37億3, 683万8, 139円、翌年度繰越額が4, 808万6, 000円でございます。

次に、特別会計でございます。

まず最初に、国保会計でございます。よろしいでしょうか。

認定第2号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計決算についてご報告いたします。

歳入歳出の予算額は、同額の10億2, 482万8, 000円であります。歳入決算額は9億5, 177万332円です。歳出決算額は8億7, 389万9, 568円、歳入歳出差し引き残額は7, 787万764円、うち翌年度繰越額はゼロ円であります。実質残額は7, 787万764円あります。

1ページ、2ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。1款 国民健康保険税、調定額2億1, 633万816円に対しまして、収入済み額が1億7, 019万8, 812円、不納欠損額が52万400円、収入未済額が4, 561万1, 604円あります。2款の使用料及び手数料、収入済み額です。11万6, 000円、3款 国庫支出金、収入済み額です。2億4, 996万2, 906円、4款の療養給付費交付金5, 327万734円、4款 県支出金5, 804万8, 358円、6款の共同事業交付金7, 880万8, 132円、7款の財産収入6, 308円、8款の繰入金8, 170万3, 870円、9款 繰越金8, 000万7, 947円でございます。10款の諸収入287万6, 691円。

次のページをお願いいたします。

1 1 款の前期高齢者交付金 1 億 7, 6 7 7 万 5 7 4 円、歳入合計としまして、調定額 9 億 9, 7 9 0 万 3, 2 1 8 円、収入済み額が 9 億 5, 1 7 7 万 3 3 2 円、不納欠損額 5 2 万 4 0 0 円、収入未済額が 4, 5 6 1 万 2, 4 8 6 円でございます。

次に、歳出の部でございます。5 ページ、6 ページでございます。

真ん中付近で支出済み額でございます。1 款の総務費、3, 0 0 1 万 4, 0 1 9 円、2 款の保険給付費 5 億 3, 5 8 3 万 3, 0 1 5 円、3 款 老人保健拠出金 6, 5 4 6 円、4 款の介護保険給付金 4, 7 7 9 万 1, 4 2 2 円、5 款 共同事業拠出金 1 億 3 4 1 万 9, 1 4 0 円、6 款の保険事業費 1, 5 4 2 万 5, 9 1 5 円、7 款 基金積立金 6, 3 0 8 円、8 款 諸支出金 2, 5 7 7 万 8, 1 9 8 円、9 款の公債費はございません。1 0 款の後期高齢者支援金等につきましては 1 億 1, 5 2 8 万 3, 7 0 9 円でございます。

次のページをお願いいたします。

1 1 款の前期高齢者納付金等 3 4 万 1, 2 9 6 円、歳出合計、8 億 7, 3 8 9 万 9, 5 6 8 円でございます。

次に、下水道会計でございます。

認定第 3 号 平成 2 3 年度甲良町下水道事業特別会計決算についてご報告いたします。

歳入歳出の予算額は、同額の 4 億 7 9 1 万 7, 0 0 0 円であります。歳入決算額は 3 億 8, 4 2 5 万 9, 3 1 1 円、歳出決算額は 3 億 8, 0 0 3 万 7, 5 9 9 円です。歳入歳出差し引き額は 4 2 2 万 1, 7 1 2 円、うち翌年度繰越財源はございません。実質残額は 4 2 2 万 1, 7 1 2 円でございます。

1 ページ、2 ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。1 款 国庫支出金 4 1 0 万円、2 款の繰入金 1 億 7, 3 0 2 万 6, 0 0 0 円、3 款 諸収入 8 8 万 1, 6 0 2 円、4 款 町債 1 億 1 6 0 万円、5 款の繰越金 1, 5 7 4 万 6, 9 5 5 円、6 款の財産収入 3 万 1, 0 9 4 円、7 款 使用料及び手数料でございます。調定額 9, 0 6 8 万 7, 1 4 0 円に対しまして、収入済み額が 8, 2 3 5 万 3, 6 6 0 円、不納欠損額が 1 7 万 5, 3 4 0 円、収入未済額が 8 1 5 万 8, 1 4 0 円、8 款の分担金及び負担金、調定額が 1, 8 5 3 万 6, 5 0 0 円、収入済み額が 6 5 2 万円、収入未済額が 1, 2 0 1 万 6, 5 0 0 円でございます。歳入合計としまして、調定額 4 億 4 6 0 万 9, 2 9 1 円、収入済み額が 3 億 8, 4 2 5 万 9, 3 1 1 円、不納欠損額が 1 7 万 5, 3 4 0 円、収入未済額が 2, 0 1 7 万 4, 6 4 0 円あります。

次に、歳出の部でございます。

3 ページ、4 ページをお願いいたします。

中央で、真ん中付近でございます。支出済み額でございます。1 款 総務費 5, 867 万 6, 529 円、2 款の下水道事業費 2, 679 万 8, 479 円、3 款 公債費 2 億 9, 456 万 2, 591 円、予備費はございません。

歳出合計、支出済み額です。3 億 8, 003 万 7, 599 円でございます。

次に、住新会計でございます。

認定第 4 号 平成 23 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算についてご報告いたします。

歳入歳出の予算額は、同額の 4, 658 万 9, 000 円であります。歳入決算額は 4, 637 万 1, 327 円、歳出決算額は 4, 637 万 1, 135 円、歳入歳出差し引き残額 192 円、うち翌年度繰越財源はございません。実質残額は 192 円でございます。

1 ページ、2 ページの歳入をお願いいたします。

収入済み額でございますが、1 款の県支出金 327 万 3, 000 円、2 款の繰入金 1, 540 万 3, 058 円、諸収入、調定額 2 億 376 万 4, 820 円に対しまして、収入済み額 2, 769 万 5, 077 円、収入未済額が 1 億 7, 606 万 9, 743 円あります。繰越金、4 款でございます。192 円。歳入合計といたしまして、調定額 2 億 2, 244 万 1, 070 円に対しまして、収入済み額が 4, 637 万 1, 327 円、収入未済額が 1 億 7, 606 万 9, 743 円でございます。

次に、歳出の部でございます。3 ページ、4 ページ、支出済み額でございます。1 款の総務費 765 万 7, 909 円、2 款の公債費 3, 871 万 3, 226 円、予備費はございません。歳出合計としまして 4, 637 万 1, 135 円でございます。

次に、土地取得会計でございます。

認定第 5 号 平成 23 年度甲良町土地取得造成事業特別会計決算についてご報告いたします。歳入歳出の予算額は同額の 400 万 2, 000 円でございます。歳入決算額は 335 万 516 円、歳出決算額は 335 万 500 円、歳入歳出差し引き残額 16 円、うち翌年度繰越財源はゼロ円でございます。実質残額は 16 円でございます。

1 ページ、2 ページの歳入をお願いいたします。

収入済み額でございます。1 款の財産収入 335 万 480 円、2 款の繰越金 36 円、3 款の諸収入はございません。収入済み額合計が 335 万 516 円でございます。

次に、歳出の部でございます。1 款の公共事業用地取得事業費でございます。支出済み額 330 万円、2 款の諸支出金 5 万 500 円、予備費はござい

ません。歳出合計 3 3 5 万 5 0 0 円でございます。

次に、墓地会計でございます。

認定第 6 号 平成 2 3 年度甲良町墓地公園事業特別会計決算についてご報告いたします。歳入歳出の予算額は、同額の 2 9 0 万 9, 0 0 0 円、歳入決算額は 1 0 3 万 7, 6 7 4 円、歳出決算額は 9 9 万 7, 4 3 3 円、歳入歳出差し引き残額は 4 万 2 4 1 円、うち翌年度繰越財源はございません。実質残額は 4 万 2 4 1 円でございます。

1 ページ、2 ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。1 款の繰越金、収入済み額でございます。2 万 9, 3 9 1 円、2 款の使用料及び手数料 7 6 万円、3 款 諸収入 3 万 6, 0 0 0 円、4 款の財産収入 8, 2 8 3 円、5 款の繰入金 1 6 万 4, 0 0 0 円、6 款 他会計借入金 4 万円、歳入合計としまして 1 0 3 万 7, 6 7 4 円でございます。

次に、歳出の部をお願いいたします。支出済み額でございます。1 款の墓地公園管理費 2 3 万 7, 1 4 3 3 円、2 款の諸支出金で 7 6 万円、3 款 予備費はございません。歳出合計、支出済み額 9 9 万 7, 4 3 3 円でございます。

次に、介護会計でございます。

認定第 7 号 平成 2 3 年度甲良町介護保険特別会計決算についてご報告いたします。

歳入歳出の予算額は、同額の 6 億 7, 8 7 5 万 8, 0 0 0 円、歳入決算額 6 億 7, 8 2 1 万 6, 1 6 0 円、歳出決算額 6 億 7, 4 3 6 万 9, 3 7 0 円、歳入歳出差し引き残額 3 8 4 万 6, 7 9 0 円、うち翌年度繰越財源はございません。実質残額は 3 8 4 万 6, 7 9 0 円でございます。

1 ページ、2 ページの歳入をお願いいたします。

まず、1 款の保険料でございます。調定額 9, 7 7 4 万 4, 5 0 7 円に対しまして、収入済み額が 9, 4 9 9 万 6, 4 0 5 円、不納欠損額が 8 0 万 6, 0 0 7 円、収入未済額が 1 9 4 万 2, 0 9 5 円であります。2 款の使用料及び手数料 1 万 3, 1 0 0 円、3 款の国庫支出金 1 億 6, 1 7 7 万 2, 2 5 1 円、4 款の支払基金交付金 1 億 8, 4 7 8 万 7, 1 7 5 円、5 款の県支出金 9, 2 8 6 万 3, 2 0 0 円、6 款の繰入金 1 億 2, 5 7 1 万 5, 6 6 9 円、7 款の繰越金 1, 7 8 0 万 6, 7 8 3 円、8 款の諸収入 2 3 万 4 5 5 円、財産収入 3 万 1, 1 2 2 円、1 0 款の財政安定化基金貸付金はございません。

次のページをお願いいたします。

歳入合計でございます。調定額は 6 億 8, 0 9 6 万 4, 2 6 2 円に対しまして、収入済み額が 6 億 7, 8 2 1 万 6, 1 6 0 円、不納欠損額が 8 0 万 6,

007円、収入未済額が194万2,095円でございます。

次に、歳出の部でございます。5ページ、6ページでございます。

1款の総務費3,583万8,950円、2款の保険給付費6億1,351万8,179円、3款の地域支援事業費1,468万4,023円、4款の公債費はございません。6款の諸支出金895万777円、7款の高額療養合算介護サービス等費でございます。137万8,141円。

次のページをお願いいたします。

8款の予備費はございません。歳出合計でございます。支出済み額で6億7,436万9,370円でございます。

次に、後期高齢者会計でございます。

認定第8号 平成23年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計決算についてご報告いたします。

歳入歳出の予算額は同額の5,116万5,000円でございます。歳入決算額は5,139万7,210円、歳出決算額は5,088万955円、歳入歳出差し引き残額51万6,255円、うち翌年度繰越財源はございません。実質残額51万6,255円でございます。

歳入の部の1ページ、2ページをお願いいたします。

1款の後期高齢者医療保険料でございます。調定額3,453万3,800円、収入済み額が3,442万7,324円、収入未済額が10万6,476円、2款の使用料及び手数料1万2,100円、3款の繰入金1,684万3,641円、4款の繰越金1万2,782円、5款の諸収入10万1,363円、歳入合計、調定額5,150万3,686円に対しまして、収入済み額が5,139万7,210円、収入未済額が10万6,476円でございます。

次に、歳出の部でございます。1款の総務費、支出済み額でございます。20万2,805円、2款の後期高齢者医療広域連合納付金5,067万5,233円、諸支出金2,917円、予備費はございません。歳出合計が5,088万955円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。適切なるご審査の上、今年度はどうぞ認定を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○建部議長 ご苦労さん。

続いて、水道課長。

○茶木水道課長 それでは、認定第9号 平成23年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告についてご説明を申し上げます。

水道1ページをお開きください。

平成23年度甲良町水道事業会計決算報告書。

収益的収入および支出でございます。

まず、収入でございますが、第1款 水道事業収益、決算額のみでご説明を申し上げます。1億6,466万5,901円、支出、第1款 水道事業費1億4,868万5,991円でございます。

次の3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入、第1款 資本的収入333万6,550円、支出、第1款 資本的支出6,895万2,684円、下の米印でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては、6,561万6,134円につきましては、損益勘定留保資金で補填したものでございます。

水道6ページでございます。

平成23年度甲良町水道事業会計損益計算書でございます。これは消費税抜きで計上させていただいている部分でございます。営業利益といたしまして4,128万2,008円でございます。続きまして、その下の営業利益でございますが、差し引きをいたしまして、1,782万5,006円でございます。特別利益はございません。特別損失といたしまして、過年度修正損で215万4,883円の減でございます。当年度純利益が1,567万123円、前年度繰越利益剰余金が3,611万6,883円、当年度末処分利益剰余金で5,178万7,006円でございます。

続きまして、水道8ページでございます。

平成23年度甲良町事業会計剰余金処分計算書（案）でございます。

当年度末処分利益剰余金といたしまして、5,178万7,006円でございます。この処分といたしまして、減債基金積立金に1,000万円、建設改良積立金に1,000万円、翌年度利益剰余金といたしまして3,178万7,006円でございます。

次のページ、水道9ページ、10ページでございます。

平成23年度甲良町水道事業会計貸借対照表でございます。まず、資産の部でございますが、有形固定資産合計が32億2,556万2,673円、有形資産と投資の割引債券を足しますと、固定資産合計が32億2,566万9,937円でございます。流動資産といたしましては、合計で3億2,563万6,712円で資産合計といたしまして、35億5,130万6,685円でございます。負債の部でございますが、流動負債といたしまして、未払い金511万7,540円でございます。資本の部でございますが、資本金といたしまして、資本金合計14億868万6,914円でございます。続きまして、下から3行目でございますが、剰余金合計といたしまして、21億3,732万6,231円、資本合計35億4,618万9,145円、

負債資本の合計といたしまして35億5,130万6,685円でございます。

続きまして、11ページの事業報告書でございます。

概要といたしまして、文章の中ほどでございますが、公共下水道工事によりまして面整備も一段落し、それによります布設替工事も一段落をいたしました。これからは経年に伴います水道施設の保守と更新事業を中心に施設の維持管理に重点整備を図っていきたくと考えております。

また、有収率の低下に伴い、漏水調査の実施と、併せて計量法によりますメーター等の交換を行うものを進めてまいります。

続きまして、議会の議決事項でございますが、議案番号が、認定第10号で平成22年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告書の認定についてほか2件の議決をいただいております。

続きまして、13ページの工事でございます。

2、工事、主な建設改良工事といたしまして、横関、在土地区消火栓設置工事ほか3件の工事をさせていただきました。

3、業務量でございますが、年度末の給水人口が7,722人でございます。配水量、年間105万8,009立方メートルでございます。有収水量、年間90万4,780立方メートルでございます。有収率にいたしましては86.1%でございます。

次に、水道の15ページでございます。

水道事業収入に関する事項でございますが、供給単価が1立方メートル当たり160円30銭でございます。事業に要する事業費用に関する事項でございますが、給水単価につきましては、1立方メートル当たり156円でございます。収益的収支比率については77.5%でございます。

続きまして、17ページでございます。

企業債および一時借入金でございますが、企業債については前年度末残高で12億3,091万7,136円、今年度償還額が6,117万6,622円、今年度残高11億6,974万514円でございます。一時借入金については借り入れを行っておりません。

以上でございます。どうぞ適切な審査を賜りましてご承認をくださるよう、よろしくお願いをいたします。

○建部議長 ご苦労さんでした。

ここで、しばらく休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

総務課長。

○大橋総務課長 先ほど承認第7号のときに、西澤議員から事故を起こした職員の公表というふうなことでありましたけれども、今回、口頭処分ということでもありますし、ちょっと町の方で検討しましたところ、将来的に有望な職員でもありますので、公表は差し控えたいということをおもっておりますので、よろしくお願ひします。

○建部議長 認定の質疑に先立ちまして、監査委員の木村議員から、平成23年度の甲良町会計歳入歳出決算の審査報告を求めます。

木村議員。

○木村議員 それでは、決算審査の意見書を読まさせていただきます。

平成23年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成23年度甲良町一般会計および特別会計・企業会計、歳入歳出決算ならびに関係帳簿、証拠書類を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。

期日、平成24年7月26日、27日、8月1日。

審査の対象、甲良町一般会計、甲良町国民健康保険特別会計、甲良町後期高齢者医療事業特別会計、甲良町下水道事業特別会計、甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲良町土地取得造成事業特別会計、甲良町墓地公園事業特別会計、甲良町介護保険特別会計、甲良町水道事業会計、以上、9会計で、その決算は次のとおりである。

一般会計、歳入歳出決算の状況。

歳入決算額は38億4,575万8,000円、予算額との比率97.7%、歳出決算額は37億3,683万8,000円、予算額との比率94.9%で、差し引き残高は1億892万円となり、このうち平成24年度へ繰り越した事業に要する財源528万円を差し引くと、実質残額は1億364万円の黒字で翌年度へ繰り越した。

(1) 歳入。

歳入決算額は38億4,575万8,000円、前年39億2,411万6,000円で、前年度と比べて7,835万8,000円、2.0%の減となっているが、主には地方交付税、国庫支出金、繰入金の減によるものである。

歳入決算における自主財源構成比は32.7%と、前年度と比べて2.0ポイントとわずかながら高くなった。自主財源の構成比は高くなったが、今後はさらに税や使用料を確実に徴収することと、課税漏れをなくすことを徹底し、収入確保に最大限の努力をされたい。

収入未済額（滞納）の状況を見ると、町税は不納欠損処分を126万（前年201万8,000円）して、5,281万2,000円（前年4,986万円）で、295万2,000円の増である。

保育料等は292万円（前年295万9,000円）で、3万9,000円の減。

幼稚園使用料は6万5,000円、前年1万3,000円で5万2,000円の増。

住宅使用料は2,258万9,000円（前年2,178万3,000円）で、80万6,000円の増。

不動産売払収入は85万円で、前年度同額。

学校・園給食費は11万円（前年12万2,000円）で1万2,000円の減。

児童クラブ利用料は39万2,000円（前年32万7,000円）で6万5,000円の増。

合わせると7,973万8,000円、前年7,591万4,000円となり、前年度と比べて382万4,000円増えている。

全体では滞納額が増えている。社会状況の悪化等厳しい面はあるが、ここは緊禪一番、より一層徴収努力をされたい。不納欠損処分については、滞納額の内金をさせる、強制執行を行うなどして極力時効の中断をしてから処分をされたい。町税の過年度分の徴収率が22.6%（前年28.6%）と昨年より6.0%よりも下がっている。平成21年度からの共同徴収チームによる徴収が終わったことで徴収率が著しく低下しており、滞納整理の指示系統や取り組みの方策等が十分検討されていないのではないかと判断される。

今後、年度末に向けて町長の陣頭指揮のもと、法に基づいた強固な滞納整理も視野に入れて体制の整備を図られたい。また、個別の滞納整理台帳を作成し、滞納整理や督促の電話・文書・訪問等の記録を整理する等、担当者がかかわっても引き継ぎがうまくいくように整理しておくこと。

（2）歳出。

歳出決算額は、37億3,683万8,000円（前年37億6,415万4,000円）で、前年度と比べて2,731万6,000円、0.7%の減となっているが、主には民生費、消防費の減によるものである。

予算額に対する執行額は94.9%であるが、翌年度へ繰り越して事業執行する繰越明許費繰越額4,808万6,000円を控除した執行率は96.1%である。

普通会計ベースによる公債費比率は11.0%と、前年度より0.1ポイント高くなり、地方債許可制限比率は6.7%と、前年度より1.3ポイン

ト高くなり、地方債現在高比率は153.1%と、前年度より6.2ポイント低くなった。この地方債現在高比率が200%を切ったのは、平成19年度からで繰り上げ償還を積極的にした結果である。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は92.7%で、前年度と比べて1.8ポイント高くなったが、三位一体改革による影響も大きく、財政の硬直化が進んでいると言わざるを得ない。甲良町財政健全化計画に基づき、議論や協議を徹底し、人件費の削減や不要不急の見直し等による歳出削減および未収金対策による収入の確保に職員が一丸となって取り組み、今後も経常経費の抑制に努められたい。工事関係についても、予算があるからといって漫然に執行せず、十分将来を見越して工事内容を精査し着工にあたること、また、事業執行にあたっては、できるだけ年度内執行に努力し、繰り越さないように努めること。

3、特別会計・企業会計。

(1) 国民健康保険特別会計。

本会計決算額は、収入が9億5,177万円（前年10億316万7,000円）、歳出が8億7,390万円（前年9億2,315万9,000円）、差し引き7,787万円（前年8,000万8,000円）の残額は翌年度へ繰り越した。

この会計は、平成20年度より後期高齢者医療制度創設および退職者医療制度対象者年齢が変更され、大きく制度改正されたことにより激変した。

また、保健事業も制度改正により、国保加入者に対して行うこととなったため受診率が低くなった。保健福祉課と連携し、病気の早期発見、早期治療、多重受診者への訪問や日常生活での健康づくりを支援し、医療費の適正化および抑制に努めることを期待する。

特に特定健診受診率は、受診勧奨事業により前年度より改善されたが、他市町に比べると低い状況であり、地域の意識改革に取り組む必要がある。関係機関と連携をとり、地域の実情を踏まえ、受診勧奨に取り組むこと。

なお、国民健康保険税において、収入未済額（滞納）は、不納欠損額の52万円、前年102万3,000円を除いても4,516万2,000円となっている。ただ、国保税の滞納徴収率は前年度より低下しており、今後も厳しい対応と実効ある滞納整理を求める。

(2) 後期高齢者医療制度特別会計。

本会計決算額は、歳入が5,139万7,000円、歳出が5,088万1,000円、差し引き56万6,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

本会計は、平成20年度より老人保健制度にかわり後期高齢者医療制度が新たに始まり、対象者は75歳以上のすべての方および65歳以上で一定の

障害のある方である。保険料は、滋賀県後期高齢者医療広域連合が決定し、市町が徴収する。納付方法は、年金天引きの特別徴収と口座振替などの普通徴収のある特別会計である。

収入未済額（滞納）は、10万6,000円（前年29万3,000円）で、18万7,000円減っている。滞納整理は初期対応が重要であり、増加しないよう十分納付義務を理解してもらうとともに、徴収に努められたい。

（3）下水道事業特別会計。

歳入歳出の決算状況。

本会計の決算額は、歳入が3億8,425万9,000円（前年4億5,762万円）、歳出が3億8,003万7,000円（前年4億4,187万3,000円）、差し引き422万2,000円（前年1,574万7,000円）の残額を翌年度へ繰り越した。

使用料及び負担金において収入未済額（滞納）が2,017万5,000円となり、前年に比べて112万7,000円増えた。内金の処理をするなどして時効中断の措置をとり、確実な徴収事務を執行されたい。

下水道の面整備は、平成22年度ではほぼ完了した。今後は管理に重点が移ることとなるが、水洗化率が61.7%と低いことから、引き続き水洗化率の向上対策の検討を図られたい。

（4）住宅新築資金等貸付事業特別会計。

歳入歳出決算の状況。

本会計は、歳入が4,637万1,000円（前年5,178万6,000円）、歳出が4,637万1,000円（前年5,178万6,000円）、差し引き19万2,000円（前年19万2,000円）の残額は、翌年度へ繰り越した。

収入未済額（滞納）は1億7,607万（前年1億7,516万5,000円）で、90万5,000円（前年250万4,000円）増加している。

また、現年の収納率はやや上がったが、今後も収納対策については一層努力すること。

不景気や償還者の高齢化等の理由で償還が思うようにいかないと思うが、今まできっちり返済している方々を考えると、滞納をそのまま放置することは許されないことである。今後は法的措置をとるなど、創意工夫して滞納に歯どめをかけるべきである。

（5）土地取得造成事業特別会計。

歳入歳出決算の状況。

本会計決算額は、歳入が335万1,000円（前年183万1,000円）、歳出が335万1,000円（前年183万1,000円）、差額1

6円（前年36円）の残額は翌年度へ繰り越した。

呉竹3カ所468.68平米、長寺1カ所36.91平米を処分したが、残る土地についても早急に処分をし、土地代金の回収と固定資産税の賦課に努められたい。

未処分町有地については、地籍調査業務と連携し、現況把握を行うとともに、管理の強化を図り、現状の回復・改善に努められたい。

（6）墓地公園事業特別会計。

歳入歳出決算の状況。

本会計決算額は、歳入が103万8,000円（前年576万7,000円）、歳出が99万8,000円（前年573万8,000円）、差額4万円（前年2万9,000円）の残額は翌年度へ繰り越した。現在整備された墓地396基中、現在197基の処分で、その率49.7%であり、少しでも早期に処分がされるよう望む。

また、永代使用促進事業補助金（墓地移転補助金）の利用者が少ないので、今後も広く住民にPRして販売の促進を図ること。

（7）介護保険特別会計。

歳入歳出決算の状況。

本会計決算額は、歳入が6億7,821万6,000円（前年6億5,946万7,000円）、歳出が6億7,436万9,000円（前年6億4,166万円）、差し引き384万7,000円（前年1,780万7,000円）の残額は翌年度へ繰り越した。

認定者数は前年度より9人（2.2%）の増、居宅介護サービス費は8.7%の増となっている。

今後も認定者が減ることは考えられないことから、筋力向上トレーニング・転倒予防教室・せせらぎサロン等の介護予防事業への参加を積極的に呼びかけ、介護給付費の抑制に努められたい。

収入未済額（滞納）は、194万2,000円で、前年に比べると24万7,000円減っている。平成24年度は、保険料の改定があり、保険料が増加するため、きめ細かに訪問し、納付義務を理解してもらうとともに徴収に努められたい。

（8）水道事業会計。

本会計決算の損益計算書において、収入の営業収益は1億6,182万9,000円（前年1億6,597万1,000円）、営業外収益は283万7,000円（前年835万4,000円）、支出の営業費用は1億1,404万8,000円（前年1億1,608万1,000円）、営業外費用は3,248万3,000円（前年3,256万7,000円）、水道料滞納の不

納欠損を特別損失として215万5,000円、差し引き1,567万円（前年2,254万1,000円）は当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金3,611万7,000円を合わせると、当年度未処分利益剰余金は5,178万7,000円となる。

そのうち、減債積立金に2,000万を処分することから、翌年度繰越利益剰余金は3,178万7,000円となる。

石綿管の更新が完了した平成21年度の有収率は91.8%であった。しかし、平成22年度は89%、平成23年度は86.1%と2年連続減少している。有収率は水道経営の根幹をなすものであるから、早急に減少した原因を調査し、有収率の向上に努めること。さらに、不正取水の問題も取りざたされている。水道経営の適正化に向けて、今後も水道水の安定した供給に取り組むとともに、不正取水の発生防止対策に最善を尽くされたい。

収入未済額（滞納）は、4,997万1,000円で、不納欠損の215万5,000円（前年118万5,000円）を除いても前年度に比べて213万9,000円減っている。今後も徴収体制をしっかりと組み、悪質滞納者へは、給水停止処分も含めて毅然とした対応をされたい。

結論。

平成23年度甲良町一般会計および各特別会計の歳入歳出決算について審査した結果、決算の計数は正確であり、予算の執行および財産の管理については、適正に処理されていると認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数については、関係諸帳簿および証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

国の三位一体改革や県の財政危機回避のための構造改革により厳しい収入不足に見舞われたが、事務事業の見直しや経費の削減に努めたことは評価したい。

本町では、「森と琵琶湖を結ぶ 笑顔で暮らせる豊かな農村」を将来像とし、ゆとりや潤いに満ちた、心豊かな暮らしを求め、まちづくり施策、農業振興施策、教育・文化施策、環境施策、安心安全のまちづくり等において成果を上げてきた。

しかし、脆弱な財政基盤で、自主財源に乏しく、多くは依存財源に頼っている。中でも地方債の現在高は、総額93億9,932万5,000円で、前年比3億3,960万9,000円の減額になったが、依然として大きな借金を抱えている。

特に、今後にも、東日本大震災の影響で、地方交付税の大幅な削減がされることが予想されるため、危機感を持って行財政運営のスリム化に向け努力し、義務的経費等の抑制に努められたい。

また、徴収金の滞納状況は、前年度より466万5,000円増え、3億7,361万5,000円となった。

推移は次のとおりでございます。

滞納については、一部の会計で徴収努力により減額になっているが、税金や新築資金、住宅使用料等、他の未収金を見ると、景気の低迷などさまざまな要因から増額となっている。町として、個人別の滞納一覧表を整理し、さらに全体を見通した徴収を行うなど、関係各課連携のもと、互いに情報交換をして町としての体制の確立した上で滞納整理を進められたい。

なお、特別会計への助成金、出資金、操出金については、各会計の目的を十分勘案の上、会計ごとに独立採算がとれるよう指導し、適正に処理すること。

この財政危機を回避するために、職員が一丸となって、町政全般にわたり合理化と経費の節減に努め、事業の執行にあたっては無駄のないよう行われることを切望して、平成23年度決算審査の意見の結びとする。

以上でございます。

○**建部議長** ご苦労さんでした。

決算審査の報告が終わりましたので、ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までの9議案につきまして、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 認定9号の水道会計について、有収率の問題で質問をいたします。

昨年より町議会議員による不正取水、いわゆる盗水が発覚をし、それから、その接続業者がほかにも工事をした、こういうことをうそぶいていることから、有収率の問題が不正取水との関連が指摘をされてまいりました。

そこで、13日の特別会計の決算予算の審査に関連をして、資料の提出を求めたいと思います。有収率の推移が、先ほど会計監査委員の方から報告があって、3年ほどの推移が出ておりますが、可能な限り3年間は月別の有収率をとっておられると思います。わざわざ統計をつくる必要がなく、保管をされている資料だというように思います。それで、後は年度別、ないしは可能な限りのさかのぼって5年間の有収率、ないしは10年前はどうだったのか。私が議員にならせていただいたときから比べてかなり改善をされています。それは、ここの決算審査にありますように、石綿管の完了を受けて大幅に改善をしました。しかし、石綿管の完了が、布設替えがされたにもかかわらず、こういうように下がっているという点で、月別の有収率の提出を求めたいと思いますが、見解、お願いいたします。

○**建部議長** 水道課長。

○茶木水道課長 ただいまの西澤議員のご意見でございますが、可能な限り出せるものは出していきたくと考えます。よろしくをお願いします。

○建部議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までの9議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第17 議案第34号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第34号 甲良町防災会議条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成24年9月7日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○中川総務課参事 次のページをお願いします。

今回の改正は、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴いまして、甲良町防災会議条例の一部を改正するものであります。

甲良町防災会議条例の一部を改正する条例。

甲良町防災会議条例の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、第2号を次のように改める。

第2号、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

第3号、前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

第3条第5項中の「各号」を削り、同項に次の1号を加える。

第8号、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者。

第3条第6項を次のように改める。

6項、前項の委員の定数は20人以内とする。

第3条第7項中「第5項第7号」の次に、「および第8号」を加える。
付則。

1、この条例は、公布の日から施行する。

2、この条例の施行の日から、平成26年3月18日までの間に新たに任命されることとなる委員の任期は、改正後の甲良町防災会議条例第3条第7項にかかわらず、改正前の甲良町防災会議条例の規定により任命された委員の残任期間を任期とする。

以上であります。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

西澤議員。

○**西澤議員** この条例の改正のもとになった災害対策基本法が6月に改正されたことに伴うということで説明をいただきました。

そこで、新旧対照表を見ますと、文言の変更などがありますが、その災害対策基本法でどういう部分を強化をされたとか、そういう趣旨を反映した条例改正なのかということです。それは、南海トラフが大災害、32万人の最大の被害が想定されて発表される中、国の防災対策の強化がうたわれているときであります。そういう強化策、それから、今までの不備な点を改善しようとしてこの基本法ができたのか。それとも、文言上の整理等のみだったのか。両方だったと思いますけども、例えば、新設の第3条のところでの6などは、委員の定数が20人以内とするということで、第1号、第2号、第3号、第4号、第7号の区分けをした委員ではなく、全体で20名というように変更がされています。そういう点で改正がされた趣旨、大まかで結構ですので説明できればわかります。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 総務課参事。

○**中川総務課参事** 主な改正は、防災会議の委員に現在充て職となっている防災機関の職員のほかに、自主防災組織さんを構成する者や、専門の学識経験者を入れるというようなことが主でありまして、今ほど委員の20人につきましては、甲良町には国民保護協議会というのがありまして、ほとんどがその委員さんと兼ねていますので、同じような表現で20人というふうに改正をしたものであります。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 実務的なことはもちろんですが、改正、つまり災害対策基本法の改正の精神が、以前の不備を改善する。それから、今現在大きな災害問題が想定されている。そういうところに対応ができるようにということで強化を

された趣旨なのかということで聞いているんです。そういう内容の反映が今回の条例であるのかというところです。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 今回はそこまでは考えてはいなくて、今、甲良町でも防災計画を今年と来年とで見直す計画があります。そのときにはそういうことも考えていきたいと思いますが、今回は災害基本法が改正されたことによって単純に文言の整理というふうな形でさせていただきました。

○**建部議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり決することにいたしました。

次に、日程第18 議案第35号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第35号 甲良町災害対策本部条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成24年9月7日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**中川総務課参事** この条例も、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、甲良町災害対策本部条例の一部を改正するものであります。

甲良町災害対策本部条例の一部を改正する条例。

甲良町災害対策本部条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改める。

付則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上です。よろしく申し上げます。

- 建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 建部議長** ないようですから、討論を終わります。
これより、議案第35号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

- 建部議長** ご着席願います。
起立全員であります。
よって、本案は可決されました。
次に、日程第19 議案第36号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

- 陌間事務局長** 議案第36号 湖東広域衛生管理組合規約の変更につき、議決を求めることについて。

地方自治法第286条第1項の規定により、湖東広域衛生管理組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体において協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成24年9月7日。

甲良町長。

- 建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。
保健福祉課長。

- 川嶋保健福祉課長** 湖東広域衛生管理組合規約の一部を改正する条例を説明させていただきます。

この改正につきましては、障害児を対象とした施設、事業の根拠規定が法改正により児童福祉法に一本化されたことに伴う改正でございます。

湖東広域衛生管理組合規約の一部を改正する規約。

湖東広域衛生管理組合規約の一部を次のように改正する。

別表中「(2) 心身障害児通園事業に関する事務」を「(2) 障害児通所

支援に関する事務」に改める。

付則。

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第36号は可決されました。

次に、日程第20 議案第37号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第37号 平成24年度甲良町一般会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

平成24年9月7日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○大橋総務課長 それでは、議案第37号 平成24年度甲良町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによるものでございます。

既定の歳入歳出の総額に4,576万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ38億2,668万1,000円とするものでございます。補正の款項の区分は第1表で、地方債の補正は第2表で説明させていただきます。

それでは、1ページです。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、8款 地方特例交付金、補正額30万2,000円の減額、9款 地方交付税90万9,000万円の補正、13

款 国庫支出金、補正額 7 5 万 3, 0 0 0 円、1 4 款 県支出金、補正額 1, 1 4 7 万 2, 0 0 0 円、1 5 款 財産収入、補正額 3 5 1 万 8, 0 0 0 円、1 7 款 繰入金、補正額 1, 8 0 0 万円の減額、1 8 款 繰越金、補正額 6, 0 0 1 万 7, 0 0 0 円。

2 ページをお願いします。

1 9 款 諸収入、補正額 2 6 9 万 9, 0 0 0 円、2 0 款 町債 1, 5 3 0 万 4, 0 0 0 円の減額であります。歳入合計、補正前の額 3 7 億 8, 0 9 1 万 9, 0 0 0 円、補正額 4, 5 7 6 万 2, 0 0 0 円、合計 3 8 億 2, 6 6 8 万 1, 0 0 0 円。

3 ページ、歳出であります。1 款 議会費、補正額 4 8 万 9, 0 0 0 円、2 款 総務費 9 0 7 万 7, 0 0 0 円の減額、3 款 民生費、補正額 6 9 5 万 4, 0 0 0 円、4 款 衛生費 9 5 6 万 6, 0 0 0 円の増額、6 款 農林水産業費、補正額 3 7 万 2, 0 0 0 円、7 款 商工費、補正額 3 1 0 万 8, 0 0 0 円。

4 ページをお願いします。

8 款 土木費、補正額 3, 3 2 2 万 3, 0 0 0 円、9 款 消防費、補正額 8 7 万 3, 0 0 0 円、1 0 款 教育費、補正額 1 6 3 万 4, 0 0 0 円、1 2 款 公債費 1 6 3 万 8, 0 0 0 円の減額、1 4 款 予備費 2 5 万 8, 0 0 0 円の増額、歳出合計は歳入額と同額でございます。

6 ページをお願いします。

第 2 表 地方債補正、起債の目的、電算システム更新事業債、8 8 0 万円の減額をいたしまして、補正後 6, 6 0 0 万円、防災基盤整備事業債、1, 1 0 0 万円の減額をしまして、補正後はゼロ、犬上分署タンク車更新事業債、1, 1 0 0 万円増額しまして、補正後も 1, 1 0 0 万円、臨時財政対策債、6 5 0 万 4, 0 0 0 円の減額をしまして、補正後 1 億 5, 8 4 9 万 6, 0 0 0 円、合計ですが、今回、1, 5 3 0 万 4, 0 0 0 円の減額をしまして、補正前 3 億 4, 8 1 0 万円、補正後 3 億 3, 2 7 9 万 6, 0 0 0 円。

以上です。よろしくをお願いします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 3 7 号につきましては、会議規則第 3 9 条第 1 項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第21 議案第38号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第38号 平成24年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成24年9月7日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**中川住民課長** それでは、議案第38号 平成24年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,786万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ10億3,185万1,000円にお願いするものでございます。説明は、第1表でご説明申し上げます。

1ページでございます。

歳入、9款 繰越金、補正額7,786万9,000円、歳入合計は、補正前の額が9億5,398万2,000円、補正額が7,786万9,000円、合計10億3,185万1,000円でございます。

次、2ページをお願いします。

歳出です。1款 総務費、補正額147万円、6款 保健事業費71万円、7款 基金積立金3,800万円、8款 諸支出金2,927万2,000円、12款 予備費841万7,000円、歳出合計は歳入合計と同じでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論、採決は最終日に行います。

次に、日程第22 議案第39号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第39号 平成24年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

平成24年9月7日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

水道課長。

○**茶木水道課長** それでは、議案第39号 平成24年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

第1条で、歳入歳出にそれぞれ412万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出の総額を4億1,655万4,000円とするものでございます。内訳につきましては、第1表でご説明を申し上げます。

1 ページでございます。

歳入、5款 繰越金、補正額412万1,000円、歳入合計、補正前の額4億1,243万3,000円、補正額412万1,000円、合計4億1,655万4,000円でございます。

2 ページでございます。

歳出、1款 総務費、補正額200万円の増額、2款 下水道事業費250万円の増額、3款 公債費61万2,000円の減額、4款 予備費23万3,000円の増額、歳出合計につきましては歳入合計と同額でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論、採決につきましては、最終日に行います。

次に、日程第23 議案第40号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第40号 平成24年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

平成24年9月7日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○奥川人権課長 議案第40号 平成24年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ148万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ548万2,000円とするものでございます。当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入です。1款 財産収入、補正額148万円、歳入合計、補正前の額400万2,000円、補正額148万円、計548万2,000円。

2ページをお願いいたします。

歳出です。1款 公共事業用地取得事業費、補正額148万円、歳出合計は歳入合計と同額です。

以上、よろしくをお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論、採決につきましては最終日に行います。

次に、日程第24 議案第41号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第41号 平成24年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

平成24年9月7日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課参事。

○片岡保健福祉課参事 議案第41号 平成24年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

第1条の、既定の歳入歳出予算の総額に831万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億188万円にお願いするものであります。

2条、既定の地方債の変更は第2表の地方債の補正によるものでございます。

では、次の第1表 歳入、1款 保険料につきまして3,000万6,0

00円、4款 支払基金交付金145万9,000円、7款 繰越金84万6,000円、10款 財政安定化基金貸付金、減額の2,400万、歳入合計、補正前の額6億9,356万9,000円、補正額831万1,000円、合計7億188万円でございます。

次のページ、歳出、6款 諸支出金290万4,000円、8款 予備費540万7,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

次に、第2表 地方債の補正、財政安定化基金貸付金につきましては、減額の2,400万円でございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論、採決につきましては、最終日に行います。

次に、日程第25 同意第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 同意第4号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成24年9月7日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 甲良町教育委員会委員の任命について、同意を求めることについて。

下記の者を甲良町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所、犬上郡甲良町小川原360番地。

氏名、日下和子氏。

生年月日、昭和34年8月1日生まれ。

日下和子さんについては、平成19年に前任者の残任期間から就任していただき、現在2期5年を真摯に務めていただきました。現在は、甲良スマイルネット、甲良町青少年町民育成会議の副会長として青少年方面にもご活躍をいただいております。人格は高潔で、教育全般に対し熱心で、教育委員唯一の女性として、女性の視点からの意見もしっかりと持たれており、教育委

員として適任者であると思われまますので、どうぞよろしく同意のほどをお願い申し上げます。

以上です。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 同意4号、さらに同じ内容ですので、5号についても私の見解を述べさせていただきます。

2人とも学識経験、さらに識見は立派なものをお持ちだというように、経歴から見ても思っています。賛同するにあたりまして私の見解を述べておきたいと思えます。教育委員の方々が次の点に心がけて任務を果たしていただきたいと切に希望しております。

その1つは、教育の危機が叫ばれて久しいものがございます。また、2つ目に、一部の首長、政治家による乱暴な教育介入が起きています。しかも、政治が教育に指図をして当然という危険な流れが強まっている中にあります。戦後教育が政治の介入を許さないとした原則が脅かされている時代にありません。

また、町内においては、同和問題が殊さら強調され、それへの意見や批判が抑え込まれる、こういう流れが一部運動団体によって残されています。

これら人格形成という教育の本来の目的を歪める事態に対して、だめなものだめ、いいものはいいと、こういうことを貫いて教育の本来の姿、人格形成に寄与されることを切に希望して賛成討論とします。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第4号は同意することに決定しました。

次に、日程第26 同意第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

- 陌間事務局長** 同意第5号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成24年9月7日。

甲良町長。

- 建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

- 北川町長** 同意第5号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

下記の者を甲良町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、犬上郡甲良町在士497番地。

氏名、藤真照氏。

生年月日は、昭和27年1月17日生まれでございます。

藤真照さんについては、福田理文教育委員の後任者となります。昭和50年から昭和58年の8年間、西本願寺の開教師としてハワイへわたり、布教に力を注がれていました。帰国後、寺の仕事についておられましたが、昭和64年に英語教員として八日市養護学校に着任、その後、守山女子高校、彦根西高校、八幡高校と赴任し、今年、平成24年3月31日に定年退職を迎えられ、現在は僧侶として浄覚寺を守っておられます。また、これまで在士公民館長および社会教育委員も歴任されており、教育全般に精通し、人格も高潔で、教育委員として適任者であると思われるので、ご同意をよろしくお願い申し上げます。

つけ加えまして、今までは慣例で、この9月末までは東学区から福田理文さんと尾崎さん、そして、西学区から市山さんと日下さん、この2名、2名で教育委員を同意をいただいております。西学区2人、東学区2人の慣例でございましたが、今回は私の判断で、東学区じゃなくて西学区に藤先生が、非常に学校教育の現場上がりで熱心な方ということをお聞きもしておりましたので、あえて、東学区、西学区の垣根を越えた形で、甲良町全体の中からすばらしい教育委員として選任をさせていただきたいというように思いますのでご同意のほどをよろしくお願い致します。

- 建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第5号は同意することに決定しました。

次に、日程第27 請願第3号を議題といたします。

本請願につきましては、西澤議員と丸山光雄議員が紹介議員になっておられますので、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、請願の文案を読み上げまして提案説明とさせていただきます。

県立高校の統廃合に関する請願。

請願の趣旨および理由。

一昨年、甲良町はじめ、豊郷町、多賀町、愛荘町などは、県立高校統廃合に反対する意見書を県に上げました。その結果、愛知高校は当面存続になりましたが、昨年7月11日に示された県立高校再編計画(原案)には、彦根西高校と北部定時制高校の廃校が含まれていました。今年6月13日の県議会の文教常任委員会で、県教委の河原教育長は、統合の組み合わせは原案どおりとする。一部修正して、遅くとも9月中旬までに案を示すと答弁しました。このままだと彦根西高校と北部定時制高校の廃校が現実のものになってしまいます。私たちは、再編計画(原案)には以下の重大な問題があると考えます。

第1に魅力と活力ある学校づくりの精神に反していることです。彦根西高校は、長い歴史と伝統を持ち、従来から特色ある教育がなされてきました。最近では、学びの共同体を取り入れ、生徒たちの学習意欲が高まっています。この取り組みは、昨年度の県議会でも取り上げられて、知事も教育長も彦根西高校の取り組みを広げてほしいと評価するほどです。魅力と活力ある学校づくりを進める同校を廃校にする道理はありません。

第2に、犬上郡の生徒の進路選択の幅が狭くなるからです。彦根西高校(4学級)がなくなると、たとえ彦根翔陽高校が1学級増えても、彦根市内の高校入学者の受入体制は3学級少なくなります。さらに、今後15年間、12

0人程度の生徒増が予想されます。生徒数が増えるのに学校が減ります。彦根市内の高校への入学を希望する犬上郡の生徒の相当数が遠方の学校に通わざるを得なくなり、通学時間と費用の負担が重くなります。公立高校への入学をあきらめざるを得ない生徒も出てきます。

第3に、北部の3つの定時制高校が廃止され、生徒の学習の機会を奪うからです。定時制教育は、働きながら学ぶ青年に教育の場を保障するものであり、不登校の子どもたちが学び直す場でもあります。この再編計画原案は、通学に要する時間的、経済的な負担を増大させ、学ぶ意欲も低下させ、生徒の学習の機会を奪います。

以上のことを踏まえて、下記のことをお願いします。

請願事項。

彦根西高校と彦根翔陽高校をなくさないように、また、北部地域から定時制高校をなくさないように、滋賀県知事と県教育委員会教育長に再編原案の撤回を求める意見書を再度提出すること。

併せまして、きのうも請願者の団体の一員であります中野さんが説明をされましたとおりであります。ここにあります請願者の彦根・愛知・犬上の高校を守る会の構成メンバーは、きのうも言われました自治会、それからPTA、そして在校生、また卒業生でつくる同窓生などで構成をされております。

次に、紹介議員になった理由の1つとして、高校統廃合をめぐる県下の状況を一部紹介したいと思います。

昨年6月12日、長浜市は県に対し高校再編に関する提言を発表しました。市民に開かれた7回の意見交換を通じてつくられた提言で、ここには滋賀県民の共通する思いがいっぱい詰まっています。主な内容を紹介しますと、学校、地域の声を反映する仕組みをつくる、また、高校の全県1学区制を検証し、地域の学校をつくる。これは甲良町でも切実です。3つ目に、教育の原点に立って十分な時間を確保して再編計画（案）を再検討するなどでございます。

ところが、河原教育長は、この長浜市の提言を受けて、尊重しますと答えておきながら、翌日の13日、県議会の文教常任委員会で、これら県民の声を無視する答弁を行いました。この答弁は、犬上3町の意見書や彦根市の意見、長浜市の提言も、さらには昨年10月県議会の、このまま進めば将来に禍根を残す、少なくとも1年以上の時間をかけて検討をとした決議も無視したものであります。何が何でも再編、今再編をとにかくたくなな姿勢が際立ちます。

また、信楽高校の分校化阻止を求めて、今年6月、信楽地域で220人の集会が開かれ、中嶋甲賀市長は、この集会で体を張って頑張りたいと言い、

甲賀市としての提言を知事に提出したと聞いております。

地域に根差した学校、教育の機会均等を保障する学校のあり方を広く論議することもなく、一方的に廃止統合する滋賀県と県教育委員会に待ったをかけるためにも重要な請願だと私は考えました。2年前は全会一致で請願が採択され、県民の世論形成に大きく貢献したのではないかと考えています。どうか議員諸氏の皆さんの賛同を心からお願いしまして、提案説明とさせていただきます。

○**建部議長** ここで、お諮りいたします。

これより審査願います請願第3号につきましては、会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** 異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 請願第3号 県立高校の統廃合に関する請願に対する賛成討論を行います。

県立高校の統廃合の計画が、県教育委員会から出されてきた背景は、次の財政難が理由だったと聞いています。

子どもの教育は将来の国と地域を担う宝です。教育にはお金を惜しんではならないと思います。お金がないというだけで歴史と地域に根差した高校を廃校にすることが許されるのかとの県民の大きな世論になり、この甲良町議会も一昨年に白紙撤回、地方議会で保護者などともよく相談するようにとの意見書を全会一致で可決しました。そのこともあり、愛知高校は当面尊属となりました。

私たち共産党は、どんな条件のもとでも高校の縮小には反対という立場をとりません。しかし、県内の子ども人口は今後十数年間は減少しないと言います。むしろここ数年は増加傾向にあると聞いています。なのにこの9月中旬にも、彦根西高校の廃校を含む計画原案を決定するとしていますが、県民の合意を得られないと思います。

高校進学をめざす甲良町の子どもたち、現在通っている生徒を含め、豊か

な人間性をはぐくみ、学力を身につける努力にある方々、また、高校を支える多くの関係者の声を代弁して、甲良町議会がこの請願を採択していただくことを心よりお呼びかけして賛成討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第28 請願第4号を議題といたします。

本請願につきましては、西澤議員が紹介議員になっておられますので、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 続きまして、消費税の問題です。請願は、「こんな時に消費税増税実施は行わないこと」との意見書を求める請願書であります。請願団体は、彦根民主商工会会長、大久保信夫さんからであります。

請願趣旨。

民主党野田内閣は、国民多数の反対を押し切って消費税増税と社会保障改悪の一体改革関連法を成立させました。2010年代半ばまでに消費税を段階的に引き上げ、10%にする大増税計画を盛り込んだもので、私たちはどうも認めることができません。長引く不況に加え、未曾有の被災者を出した東日本大震災、福島第一原発放射能漏れ事故の影響などで、国民の暮らしは耐えがたい状況になっています。こんなときに消費税が引き上げられれば、国民の消費はさらに落ち込み、景気を底から冷やします。被災地域をはじめ、全国の地域経済は大打撃を受けます。消費税増税法が可決後も、どの世論調査でも消費税増税反対が50%から60%を占めています。「こんなときに消費税増税の実施はとんでもない」は国民の声です。

国民の暮らしと命、地域経済はもちろん、国の財政をさらなる危機に追い込む消費税の増税実施をやめることを求めます。

請願事項。

「こんな時に消費税増税実施は行わないこと」との意見書を、地方自治法第99条の規定に基づいて関係省庁に提出されたい。

以上の内容です。

それで、この請願に、紹介議員になりました理由を述べて皆さんに賛同をお願いしたいと思っています。

1つは、明らかなる民主党の公約違反であります。

2つ目に、国民の暮らしと日本経済をどん底に突き落とし、その上、財政を破綻に追いやる暴挙であることであります。

3つ目に、不公平な税制度を極端に拡大すること、これは消費税の仕組みそのものに由来することです。その1つは、経済的優位に立つ大企業は、消費税を1円も負担することがありません。そういう仕組みを持つ税制であること。2つ目に、輸出戻し税、これが3兆3,000億円企業に戻っています。3つ目に、最高税率をどんどん引き下げて、70%から現在の40%にしました。これを、法案の最初は改善するわずかな方策がありましたが、その後、衆議院を通過をして、民主、自民、公明の裏取引によってこれがなくなりました。

4つ目の理由は、参議院の審議の中で明らかになった問題点で、増税法の付則第18条第2項、ここに成長戦略ならびに事前防災および減災等に資する分野に資金を重点的に配分するという条項です。これは、成長戦略の名のもとに財界への減税を施すこと、防災、減災の名で大型公共事業の無駄遣いを推進するものであります。法案成立の見通しが立つにつれ、次々を八ッ場ダム復活、中央リニア新幹線、北海道新幹線など、14もの巨大プロジェクトを復活、推進しています。消費税は社会保障のため、財政再建のためと言ってきた言いわけの論拠が、まさにうそであったことが崩れて、まさに人からコンクリートへの復活をあらわにしたのではないのでしょうか。この点では、皆さんにお配りをしている資料であります。この間、次々と復活し、推進された事業、リニアモーターカー、それから、八ッ場ダムについては民主党の政権について一番最初の公約でありました。中止をすると言明をしたことが、その後、復活をしている。まさに公約違反であります。

5つ目に、国民の反対世論が大きいことでもあります。

6つ目に、民主、自民、公明の裏談合と採決強行で成立したことであります。

7つ目に、増税の実施までに約1年半、この間に消費税増税法と社会保障の改悪を中止をする法律を制定することができる新しい国会をつくる必要があるんだということ。つくることができるんだという、この国民世論を育成することが大変大事になっていると思います。6割を超える国民の声に応えることであります。また、地域の経済を活性化したいという声に応えることでもあります。請願の採決は、その大切な1歩となるのではないでしょう

か。この点、ご賛同を心からお願いしまして、提案説明とさせていただきます。

○建部議長 ここで、お諮りいたします。

これより審査を願います請願第4号につきましては、会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですので、質疑を終わります。

討論はありませんか。

木村議員。

○木村議員 反対討論をさせていただきたいと思います。

前回の議会のときにも、こんなときに消費増税は行わないという請願書を出されたことがあったわけですが、そのときも私は反対の方に回らせていただきました。

なぜかといいますと、私の思いですが、何年から何年というのはちょっと忘れましたが、小泉政権のときに、小泉元首相の政権のときに、長い政権のときに、私のときには消費税は絶対上げないんだというようなことを言われていたというふうに思っております。あのときにでも消費税の関係のお話をされておったら、今ここに来て大幅な消費税アップというふうにはつながらなかったんだというふうには個人的には思っております。

その点も関しまして、やはり私どもの子ども、あるいは孫のことを考えると、今の日本の借金状態にはやっぱり何とかせなあかんというふうに思います。今も西澤議員の方から現政権のことを言われましたけど、ちょっとふらふら内閣だと思っておりますが、14年だったと思います。14年4月、8%、15年10月に10%というふうに考えておられるわけですが、やはり軽減税率等々の話も出ておりますし、景気が悪かったら、それは上げるということは決まっていないというふうに、私、理解をしておりますので、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 請願第4号の「こんな時に消費税増税は実施しないこと」を求める請願に対する賛成討論を行います。

現在の税率5%でも中小零細企業は消費税を商品や工賃に転嫁できないところが半数以上に上がるという統計もあります。実際、私も小さな工場を営っていますが、消費税が10%になれば材料費も上がり、電気代など諸経費も大幅に増えます。その経費に見合って工賃が上がるかというと、値段は据え置きとされることは必至です。ですから、日本の事業所の7割を定める圧倒多数の中小企業が経営難に落ち込み、日本の経済もどん底になってしまいます。さらに国民の負担も重くなります。10%になれば平均的世帯の負担は33万円にもなると試算しています。

その一方で、消費税は実質大企業には大変おいしい税制です。それは何かといいますと、輸出戻し税があるからです。私もこのことについていろんな資料を調べてみました。例えば、トヨタ1社だけで2010年分の消費税還付金は2,246億円、ソニーは1,116億円、あと、日産、東芝、キヤノン、この上位5社だけで5,851億円となります。さらに消費税の還付金は、合計で3兆3,000億円にも上り、消費税の国家収入の約28%にもなるというものです。10%になればこの2倍の消費税が巨大輸出企業の懐に転がり込むということになるのです。こんな不公平は許しません。許してはならないと思います。負担能力のある企業から税金をとるという原則に反し、庶民いじめとなることは必至、到底納得できません。

野田内閣のもとで民主、自民、公明の裏取引談合と採決強行で増税法は成立しましたが、実施されるのは2014年4月からです。その実施までには衆議院選挙、参議院選挙があります。国民世論はどの調査でも6割以上の国民が反対しています。道理のない増税を実施できないような世論を高めることがとても大切だと思います。甲良町議会から、ぜひこの請願に皆さんの賛同をいただき、意見書が提出できるようによろしく願いいたします。

以上で、賛成討論を終わります。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、請願第4号は不採択と決定いたしました。

ここで、昼食休憩をとります。時間は、1時30分まで。1時30分に再開いたします。

(午後0時12分 休憩)

(午後1時30分 再開)

○**建部議長** 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、日程第29 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間につきましては、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人35分以内といたします。ただし、最後の質問の途中であれば多少の延長も認めますが、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。

なお、答弁する方も簡潔明瞭に答弁を願います。

それでは、1番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○**阪東議員** 1番 阪東です。

今ほど議長が一般質問のお許しをいただきましたので、これから質問の方をさせていただきたいと思えます。

まずは、老朽化の設置物または施設の点検についての説明をお願いいたします。

近年、地球温暖化の影響により各地で突風、竜巻、豪雨で被害が発生しております。気象庁の表現では、今まで経験したことの無い大きさとか、そういうふうな表現もされております。直近におきましては、台風15号というふうなものが沖縄で甚大な被害を起こしております。このような災害は、我々の地域でも人ごとではないというふうに思っております。これからだんだん秋も深まりまして、台風も本格的なシーズンになろうかとしております。

そういう中、町に設置された啓発看板というふうなところにつきましても、車で走っておりますと、かなり老朽化が進んでおります。そういった中、設置条件の安全点検というふうな形が必要と思われませんが、それについてお答えをお願い申し上げます。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 町が設置した看板についてですが、基本的に各課で設置した看板は各課が管理することになってはいますが、設置したときの担当者がかわれば設置したところがわからないというふうなところが現状であります。それで、今回を機会にして各課で責任を持った、看板をつけた場所の台帳みたいなものをこれから整理していこうかなというふうに思っています。

毎年その場所を点検しているかどうかなのですが、実際のところ町民の方とか、車で通行したときにそういうようなのに気がついたら直しているというのが現状でありまして、改めて管理点検ということはなかなかできていないところが現状でありまして、今回、防災訓練も行います。そのときにいろんな道路の点検とか、河川の点検等がありますので、そういうときに先ほど石畳のことも出ていましたので、そういうような点検も兼ねて防災訓練のときに実施していきたいというふうに思っております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 今ほどの答弁によりまして、町の施設については点検をするというふうなことなんですけれども、また、そういうようなマップというふうな形をこれからつくっていくというふうなところなんですけど、今現在見えますと、もともと青少年育成町民会議が立てたものというのはかなり老朽化をしておる。それと、甲良町仏教会というふうなところの看板というの、呉竹のちょうど近江鉄道の沿線に立っておるんですけれども、そういうところについてもかなり老朽化をしておる。それは仏教会に任せておいていいのかというところじゃなくて、やっぱり町としてもそういうふうな危険物があるというふうな形をちゃんと示してあげないとだめと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** そういう看板がわかりましたら、今、管理されている団体等に連絡しまして、町が撤去していいかどうか、許可も得まして、とれるものならとっていききたいし、もしもとったらあかんということであれば、そういうふうな指導もしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** そしたら、次の質問の中で、5、6年前というふうなところで私の地元につきましても区、お宮さんが管理する大木の枝が突然突風で折れまして、犬を散歩していた女性がその上に直撃したというふうなところで、現在も車いすというふうな形で生活を余儀なくされている人があります。

そういった中で、町が管理する公園設備または樹木等について、同等の可能性があると思っておりますけれども、そういうような点については、自然のものについては点検をされておるのでしょうか。その点についてお答えを願ひたいと思っております。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** 失礼いたします。

建設課といたしましては、町道の緑地帯に樹木が植わっております。それにつきましては現在シルバー人材センターの方に管理の方を委託してござい

すので、除草等のときに併せて樹木の方の点検もしていただいております。

そして、枝が伸びていて自動車とか、通行とか、歩行者の歩くのに支障がある場合には剪定作業の方も実施している状況でございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 甲良神社と隣接する西小学校の裏の道というのも、大きな大木があります。また、東の方もあると思いますけれども、そういうようなところについて、やっぱり重点的に、子どもさんが周りにおられるというふうなところについてはしっかりと点検をやっていただきたいというふうに思います。そういうことで、一応今回については点検をお願いするというふうな形で次の質問に行かさせていただきます。

次につきましては、環境に優しい農業の取り組みということで、先日も甲良町の新総合計画ということで2010年に策定されたものを拝見していますと、やはり基幹産業というか、農業については基幹産業について支援事項というのがびっしり多く書かれております。それと同様、甲良町の水田農業ビジョンというふうな形のもので、水稻の環境こだわり作付面積を、そのターゲットが最終年度になるか、そこはちょっと書いていなかったんですけども、50%以上をめざしているというふうな形が書かれておりました。

そういった中で、今年度の環境こだわりの作付、特に水稻について面責がどれほど行っているのかというふうな形についてご質問をしたいと思います。よろしく申し上げます。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 それでは、平成24年度の環境こだわりにつきましてはですけど、集落営農を含めて60戸です。面積にいたしまして1万3,690アール、取り組んでおります。共済の水稻引き受け面積が、町全体で3万8,086アールですので、先ほど目標が50%をめざしているということでございますけれども、これをパーセントで割りますと、約39.4%が24年度の現状でございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今年度39.4%というふうなところで、昨年はちなみに何%ぐらいあったのでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 済みません。ちょっと資料がないので。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 実は、今年度かなり減っているのと違うかなというふうな懸念をしています。それについては後ほど質問も含めてしようと思っておりますけれども、5年間の農地・水・環境というふうなものが昨年で終わりました

ので、今年からは助成金がかなり低くなったというふうな形でやめておられる方も沢山あると思います。そういった中で減っているのではないかなということ、やはり目標を50%にされているというふうなところで、それなりにそれに調達できるようにやはり町としても指導なり、そういうような形をやってほしいなというふうに思います。

農業所得の増収を図るためにも、また、地域農産物の特産物ということで環境こだわりの作付面積の向上は、食の安全と、そういうような地域効果のPRというふうな形のものについても、町としてどのような今後施策をやっていくのかというふうな形について質問をしたいと思います。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 今日食生活におきましては、おいしいだけではなく、安心・安全な食料品が求められているところでございますので、従来から同じですけど、今まで以上に県や農協、農業共済など、関係機関との連携を図りながら、消費者ニーズに応えられる農業生産の推進を図っていききたいというふうに思っているところでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今年度、24年度からは環境保全型農業直接支払交付金というふうな形のもので変わりました。そういった中で、環境こだわりの申請にあたっては、支援となる取り組みの要件が変わったということで、これについては地球温暖化防止・生物の多様化を含む高度な取り組みということで、このパンフレットがあるように1から12項目、国あるいは県が支援となる取り組みというふうな形を記載されておるわけなんですけども、この甲良町での取り組みは、一番多かったのは、その順位ですね、そういうような形については現在の平成24年度産ではどのような形になっているかというふうな形についてお聞かせ願いたいと思います。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 環境こだわり農産物の取り組みは、水稻については個人、法人、また営農組合等を合わせまして60戸が取り組みをいただいております。そうした中、取り組み内容といたしましては、緩効性肥料の取り組みが42戸、畦畔の草刈りや中干しが16戸、あとは炭の投入堆肥などでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 11番の緩効性肥料の取り組みというのが一番多いというふうなことなので、基本的には国が奨励しているのが1から10番までということになっております。ということは、甲良町ではこの国の支援というのは何もないというふうなところになっておりますので、これについては、やはり県・国に町からもう少しハードルを下げてもらいたいというふうな

形のものをしっかりやっていただかなければ、だんだんだんだんその50%というのも目標が達せられないというふうな形になりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、水道の過料について質問をしたいと思います。

先日の7月13日の臨時議会におきまして、不正の水道料というふうな形のもものが水道条例40条で過料の5倍の請求案が議案として提出されましたが、否決になったわけなんですけれども、JR、国鉄につきましても、基本的には過料というのが2倍から19倍というふうなことで、幅が大きく持たされております。実質はキセル乗車というふうな形のもので含めると、2倍というのが実際はその間の乗車ということで3倍から20倍というふうなことになってこようと思います。

今回、水道が5倍の請求として出されたことが、条例で言うと最高の過料だというふうな形で考えるべきなんですけれども、その条例として請求側、町としての請求側としてはどのような解釈で請求されたのかというふうな形をお聞きしたいというふうに思います。

○**建部議長** 水道課長。

○**茶木水道課長** 5倍の過料でございますが、まず、これにつきましては、地方自治法で定めがございます。地方自治法によりましては、14条なり228条で過料をかける制限がされておまして、そこでは不正を免れた金額等については5倍までの過料がかけられる、また、条例を設けることができるというふうな地方自治法の定めがございます。それによりまして水道給水条例で、第39条、40条で、その5倍を条例化したものでございます。それによって、過料については5倍なり、2倍なり、どういう判断で過料をかけていくかについては、これは町長の裁量権によって決定されるものでございますので、内部で協議した中で町長の裁量権をもって5倍の過料をかけたというふうなことでございますので、細分化についてはございません。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 先日のこの議会の中にも、ほかに沢山、25というふうな形のもものを僕、控えておるんですけれども、そういうふうな事案があるというふうな形のもので、今後、やっぱりそういう良識というか、そういうような形で、支払っていただいている町民の方については絶対あってはならないことなので、こういう今回の事案のもとで、3月議会も歯どめをしっかりしてくださいというふうな形を言うと思ったんですけれども、なかなかしっかりした答えが出てこなかったもので、そういうような中で、やっぱり条例に対して、あるのかないのか、ちょっとわからないんですけれども、やはり町長、執行側としてはどうなのか、また、職員についてそういう不正をしたらどうなのか、委

託業者が不正をしたらどうなのか、一般の人が不正したらどうなのかというふうな、やっぱり各段階があろうかと思えますので、そういうようなものを、せつかく5倍というふうな数字があるので、そういうような形をしっかりと見きわめて、やむを得なくそういうふうな形をする場合もあるかもわかりませんが、しっかりそういうふうな補則の整理が必要ではないかと思えますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 この5倍の根拠、いわゆる1倍、当然のものについては免れた金額ということで、これは別個請求ができるふうにもなっています。あと2倍、3倍については、過料をどうするかということについては、今現状ではそういう細則なり補則はないわけですが、これについては裁量権の問題がございますので、あくまでも今の水道条例の関係の中では別個に規則なりを定めながら、こういうものはこうだということについては避けていきたいというふうに考えております。やはりそのときの事案によってはいろんなケースが出てくるだろうというふうな思いをしておりますので、今の状況によっては、いわゆる過料の裁量についてはどうあるべきかはそのときの状況によって判断をしていきたいと思えますし、今後はそういうことがないように、私たちの水道事業の方についても安全で安定した水を送っていくということをテーマに取り組んでいきたいというふうな思いをしているところでございますので、その辺については細則は今の段階は設ける予定はございません。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 一般の人から不平不満が出ないように、しっかりとそういう補則の準備というふうな形をお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、学校教育について質問をさせていただきます。

先日、8月28日の中日新聞を見ていますと、県内、昨年30日以上欠席、これは病欠の場合もありますけど、30日以上欠席した児童が、滋賀県で小学生は871名、前年度対比66人の減で、比率からすると7%減、また、中学生では1,554人で、前年度対比94人ということで、5.7%全体として下がって、過去5年間で最小になったというふうな記事が掲載されておりました。

記事でやはり注目になるのは、欠席の中で不登校に占める割合というふうなものが、小学生で大体30日休んでいる中で4割が不登校というふうなことで、あと、中学生では7割が不登校というふうなところになってくる。そういった中で、高学年になるにつれまして増加があるというふうなところで、年齢を重ねるに伴い、学校、また社会、また家庭の急激な環境の変化と自己

の可能性にみずから希望を失って長期欠席や、また、高校に進学しても中途退学ケースというふうなものがありますけれども、近年、甲良町についてはどのような推移がされているのか。特に高校になって、せっかく進学してやめられるケースというのがどの程度あるのか、お聞かせ願えればありがたいと思います。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** まず、長期欠席の町内の状況ですけれども、昨年度、平成23年度1年間に30日以上不登校として休んだ子ども、小学校では1名でした。中学校では4名です。一昨年度、平成22年度では、小学校では3人、それから中学校では2人となっています。人数が少ないからそれでいいというのではなしに、やはり学校へ行きたくても行けない。中には前の夜には、あしたは行くぞと言っているんやけれども、朝になるとおなかが痛くなって行けない。原因がわからないというような子どももいますので、一番大事にしているのは、家庭訪問をして本人の状況をしっかりつかむ。そして、家庭や保護者の方と相談して、学校と家庭が連携して長期欠席、不登校が改善していくように頑張りたいと思います。何よりも、休むと学力の低下、あるいは友達と仲よくしていたのに疎遠になったりという問題になりますので、大事な問題としてとらえています。

もう一つ、高校の中退の数ですけれども、平成21年度は、甲良中学校を卒業して高校へ進学したけれども、残念ながら中退した生徒が5名いました。22年度は3名です。昨年度、23年度はゼロでした。減っているのですが、これもいいかなとは思いますが、1つの取り組みとしまして、人推協の進路保障部会という組織がありまして、もちろん中学校の先生とか、委員の方が組織的に高校訪問を実施しております。中学生が進学した全部の高校に回り、卒業生がしっかり頑張っているかどうかということをお教えいただき、万が一そこで成績で困っているんやとか、高校の欠席が多いんやというようなことが情報としてありましたら、すぐにその対応をして中退にならないように、しっかり高校を卒業して就職ができるような対応、配慮をしているところです。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ありがとうございます。甲良からできるだけ中途退学のないように、また、せっかく高校に行っても、またそれをフォローアップというのを、やっぱり教育委員会としてしっかりとそういうような形もやっていただきたいなというふうに思っております。

続いて、昨今の報道によりまして、いじめに対する事案というふうなものが社会問題となっております。我々のまちというのは人権のまち甲良という

ふうなキャッチフレーズで頑張っておられますけれども、いじめによることで児童を死に、最終的には死に至らすというふうな形についてはあってはならないというふうに思います。

それらについては、学校・行政・地域、家庭も含めてなんですけれども、そういうふうな連携で問題を解決していくのが肝要かと思っておりますけれども、とにかく隠し事というふうな形が大人社会にはあろうかと思っております。そういった中で、甲良としては学校・行政も含めて、そういうような形が教育現場というふうな形については偏重主義と言った方がええのかわかりませんが、そういうような形になっていないか、また、隠ぺい的というふうな形、隠ぺいというのがいい言葉か悪いのか、わかりませんが、隠ぺい的な体質になっていないかというふうな形を、ちょっと一ぺんここで足元を見て、甲良の足元を見てお答えを願えればありがたいなというふうに思います。

○建部議長 教育長。

○堀内教育長 阪東議員のご質問、いじめ事案につきましては私の方からお答えをさせていただきます。

他の議員さんにもいろいろご心配をかけている問題ではないかなど、そんな思いもあります。特に昨年秋に大津市の中学校で起こりましたいじめを原因とした中学2年生の生徒の自殺問題というのは、本当に看過しがたい重大な事案と受けとめております。

長年、学校で仕事をし、退職後もこうして教育に携わる仕事をさせていただいている1人として、この原因の遺憾にかかわらず、子どもの命が奪われるということについては痛恨のきわみです。二度とこういうようなことが繰り返されないことを強く願っておりますし、私自身も自分を戒めているところでございます。

ところで、現在の日本の社会では、人が人の人権を踏みにじるといふ、このいじめの問題というのは、大人社会はもちろんですけれども、子ども社会においても避けられない問題として現に存在しているというふうに考えております。そういう意味で、甲良町内の小中学校におきましても、いじめの問題は起こり得る教育課題ととらえておりますし、決して見過ごすことのできない生徒指導上の課題として取り組みを進めております。

議員ご指摘のとおり、いじめのない地域社会を実現していくためには、子どもを取り巻く学校・家庭・地域の大人たちが連携し合っただけで子どもたちを守り、育てる環境をつくっていくことが大事であります。町教育委員会といたしましても、甲良町が同和問題の解決をめざして取り組んできた人権尊重のまちづくりの伝統と成果に学んで、すべての子どもたちの人権が尊重される学校運営が行われていくように支援をしていく所存です。

なお、ご指摘の学校現場偏重主義になっていないかという点についてですが、学校で起きる生徒指導上の事例というのは、まず、学校の教職員が問題解決のために教育的指導にあたることが大切だというふうに考えております。ただ、子どもたちは家庭や地域でのさまざまな課題を背負って生活をしておりますので、真の問題解決のためには保護者さんをはじめ、家庭や地域の皆さんの理解や協力、さらには関係機関との連携を図りながら解決を図っていくということが大事であるというふうに考えておりますので、そういう意味で議員さんがご指摘くださいましたようなことがないように配慮をしていきたいなど、そんなふうに考えています。

また、隠ぺい体質ということについてですが、今日のように教育課題が非常に複雑になってまいりますと、学校だけで解決できないケースというのが少なくありません。そういう意味では、関係機関のみならず、地域社会のあらゆる分野の皆さんのお力に頼らざるを得ないというのが現状ですので、そういう意味で平素から校長はじめ学校は、学校をできるだけ地域の皆さんに公開をして、学校の現状を知っていただいて、そしてご理解をいただき、お力添えを賜りたいというようなことで運営を進めておりますので、教育委員会もその方向で一緒に取り組んでいきたいなどというふうに考えております。どうぞご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今ほど教育長からお話しいただきまして、甲良としては安心ができるかなというふうに思っております。

続きまして、機密情報というふうな形のもので、管理体制というふうなことでお伺いいたします。

この機密情報というのは、私が2月以降、議会の関係、議会人として役場に出入りする機会が増えたというふうなことで、その中で議会の質疑などで機密情報に関する不安というか、これで大丈夫かなというふうな形がありまして、今後のために質問をするというふうなことでございます。

まずは、3月議会というふうな形のことを思い浮かべていただきたいと思います。宮寄議員の方から質問で、町の告発された人ですね。そういうような形のもので、公印の置く場所というふうな形で1時間程度着席をされておったというふうな質問の中身が議事録で書いております。

そういった中で、やはり他に関係ない方が、そのところに関係ない方が容易に入ると。議会も事務局にも入っているというふうな形のもので、そのときにお話があったと思いますけれども、そういう容易に入ることができるというふうなことを、宮寄さん、質問をされたわけです。

その後、各管理職の皆さん方に、町の関係者以外の場合、どのように対応

されるのかというふうな形で皆さんにご質問を、一人一人ご質問されたと思います。そういった中で、6カ月たった現状、一人一人、一ぺん振り返っていただきまして、その答えというのがそのとおり、窓口でやっていますよというふうな形のもので答えをされた方もいっぱいいると思うんですけども、ちょっとそれについては、よろしければ一人一人の各課でお願いしたいというふうに思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 最初に私の方から総体的なことを申し上げておきます。

まず、今、3月のときにご指摘いただきましたので、直ちに直接事務所に入れないようにカウンターを設置させていただきました。それで、基本的にはカウンターで対応するというふうなことになっておりますし、課長会でも、もしも公務に障害、妨害があるような場合は、すぐに通報するというふうなことも確認させてもらっています。

それから、あのときも公印の管理が不十分なんじゃないかというふうなこともありましたので、公印の管理につきましても1人の職員が必ず保管して、必要なときにその職員に声をかけて、また、どういう要件で必要やったかというのを記帳しまして、また、その職員に返すと。今まで出しっぱなしになっていたものを一々職員に声をかけて使うというふうな体制にもさせてもらっています。

それから、この間の課長会でも、先ほど申し上げましたとおり、磯部さんという方が企画課の方におられますので、その人にもそういう現場にはすぐに来ていただくように、また、本当にどうしても業務に支障があれば警察等に通報するようにというふうに各課には通達をしているところでございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ありがとうございます。代表として、今、総務課長というふうな形のものでお話し願ったので、一人一人というふうな形で言いましたんですけども、次に進めていきたいというふうに思います。

機密情報といえ、いわば漏えい防止というのは、何もパソコンが起こすわけでもなく、やっぱり人が起こしていくということで、やっぱり機密を知る人が漏えいを防止していかなければならないということで、そういうような中で、責任というふうな形がしっかりできれば、そういうルートも、早期発見もできますので、そういう形で、先般甲良町においても不正競争入札疑惑というふうな形のもので起こっておって、それはわからないんですけども、そういうような形の情報が基本的には漏れていったというふうな形のもので、今、法的にいろんな形をされておるわけなんですけれども、基本的にはそういうような、町職員としても離職された方というふうな形についても、

やっぱり一般と一緒にの方というふうな形の立場というふうな形を認識していただくということを、容易に入っていては困るのではないかなと、我々企業については絶対、いったんやめた人間、そこにはなかなか、面談室ぐらいしか入れません。それをずかずかと入ってくるというふうな体質も、これもおかしいと思うので、そういうような形はやはり肝に銘じていただきたいというふうに思います。

そういった中で、まず、多くの情報というのが、個人情報を含めて管理する町の立場として情報セキュリティの管理体制というのが、今どこら辺までできているのかというふうな形の質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 今ほどのご質問でございますけれども、情報につきましては、今ほどお話がありましたように、個人情報ということでパソコン管理をさせていただいているのが実情でございます。現在、電子計算部門のセキュリティ関係につきましては、役場の方で規則を設けまして、甲良町電子計算組織管理運営規則という中で、その規則を基本といたしまして定めて、それにのっとり管理をいたしているところでございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** しっかりしてもらうところは、各部門で機密情報というふうな形のものもしっかり整理をされているのかというふうなところが気がかりでならないんですけれども、要は、情報資産リスト、インベントリーリストと言うんですけれども、それが作成、各課がしっかり作成されて、これは上級や、中級や下級やというふうな、そういうふうな、これは絶対漏らしたらあかん部分、これは課長まではええよ、これは一般でもいいですよというふうな、そういうふうな資産リストというのが明確にされているかというふうな形については、ちょっとその質問に対してお答えを願ひたいというふうに思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 今ほどのご質問につきましては、総括してご答弁させていただくわけにはいかんですけれども、ちょっとうちの方の情報管理のシステムで、今ほどのご質問に関係する部分としてご報告させていただきますと、各課でそれぞれ機密情報は違ってきております。個人情報の要素の強いものでございますけれども、それにつきましては各課で個人情報にかかわる機密文書として管理されているというふうに考えてございます。これはもちろん住基とか福祉、財政、いろんな部門もございまして、これにつきましては、後ほどの質問にも関係しているんですけれども、それなりにど

のように閲覧していくかというようなことやらのルールも定めまして、各課ごとに明確な基準として条例・規約等にうたったものではございませんけれども、それぞれに保有しているというふうに感じております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 やはり情報資産リスト、文書であれば、頑固にロッカーにかぎをかけていただくとか、容易に見られないというふうな形のものの、これは本当に重要なロッカーやというふうな形のものでやっぱり分けていただくのがええかなというふうに思いますので、今後、そういうような資産リストをお互いに共有して、そういうようなものについて必要な方が閲覧できる、必要な人のみが閲覧できるというふうな体制を構築していただきたいというふうに思っております。

最近では、電子端末、パソコンなしには仕事が成り立たないというふうな現状でございます。ネットワークの接続というふうな形については、機密情報を必要とする人にそれが知るようになっていくわけなんですけれども、そのために甲良町としてはID発行のルール、IDという個人のパスワードのことなんですけれども、そういうようなIDの発行ルールがちゃんとなっているのかなというふうな形について、一応、また、そのパスワードは定期的に、ずっと1年間同じパスワードを使っているというふうな、普通は大体、企業は3カ月でパスワードを変えています。そういうような形でちゃんとネットワークの接続についてはそういうような形を変更しているのかというふうな形についてお答えを願いたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 ご質問のID発行等のルールでございますけれども、これにつきましては、その前段、うちのパソコンの中でも課ごとの共有ファイルというのがございます。これにつきましては、その管理はデータ保存、共有ファイルに行っているわけなんですけれども、これは担当課のみ使用、閲覧できるというようなシステムにはなってございます。そのセキュリティーについてはサーバー室の方で管理しているというふうなことです。

また、課の中でもID等で情報データを閲覧等の内容につきましては、システムの利用権限ということでやっております。これは、ちょっと段階を分けまして、閲覧、記帳、移動とか、できる、できないの部分も明確にした中で権限については発注するシステムになっています。その権限といいますか、それにつきましては、各業務の所属長の方で、誰がどのようなところまで行うか、それに合わせて指定様式に記入して、企画監理課の方、サーバー等をあつかってまます監理課の方に出していただくと。それに伴ってID、パスワードを発行するというような、一応システムをとってございます。パスワー

ド発行にあたりましては、各業務の所属長のサインをいただいて保管するというようなシステムでございます。

ただ、今、一番最後にご質問がありましたパスワードにつきましては、一応、個人の方へ、この書類をもとに発行してから更新ということは今現在行っておりません。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 湖東定住圏というふうな形で、システムをいろいろ変えられるというふうなことで、要は、サーバーが、今、甲良町にある間はいいかもわかりませんが、それが外にサーバーが出るというふうなところになると、いろんなこれから問題が生じてこようかと思えます。だから、やはりそういうふうなかぎですね、個人のかぎというのはやっぱりしっかりしてもらいたいと思えます。

それと、もう1点、化体のものなんですけれども、皆さんのノートパソコンというのはしっかり普通は帰るときにはロッカーにかぎをかけて帰るんですけれども、そういうようなところもやはり心配なので、そういうような形についても守っていただきたいなというふうに、今後できるところから守っていただきたいなというふうに思っております。

4番目に、庁舎の重要セキュリティーゾーンを指定し、普通ゾーンと区分けしているかというふうな形について、今、しておられないのかなというふうな気がしますけれども、一ぺん、この重要部分というのはどこかというふうな形についてご質問させていただきたいと思えます。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** こういう電算情報でございますので、今、うちの方で考えておりますのは、サーバー室、電算室の中にありますサーバー室というのがちょうど今現場で言いますと、出納室の道路を挟んだ反対側ですけど、あそこがそれに当たるかというふうに考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 重要セキュリティーゾーンというのも、ここも一ぺん明確にさせていただいて、そこについてはやっぱりちゃんと帰りしなは施錠もして入れない、頑固に入れない。また、IDカードというか、そういうようなものでちょっとやって入るとか、できれば監視カメラ、そういうようなものも設置が、そういうような形が今後は必要じゃないかなというふうなところもあります。そういうようなところについて、基本的にはそういうようなところもしっかりした上で、セキュリティーを果たしていくというふうに思っております。

次に、5番目、これも私もちょっと不思議でかなわんかったんですけども、記憶媒体、PC、端末、PDA、携帯情報端末、そういうような持ち込みで

すね。それが基本的には規則的な形に多分なっていないような気がします。そういうフリーになっているようなところもあると思います。普通は端末があれば吸収できますので、そういうような形については規制を今後設けないのか、一ぺんちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 5番目のご質問ですけど、その前に、先ほどの4番に関連いたしまして、一応うちの方のサーバー室でも完璧というわけではございませんけれども、ブザーセンサー、また施錠、それと、旧型のカメラということで、今後、新型導入にあたりまして再度、これをどう変更するという事ではないですけど、再検討はしていく必要はあるというような格好で、今、対応は取り組んでおります。

それと、5番目のご質問につきまして、記憶媒体の持ち込み制限、今、特に制限というては設けておりません。極力避けていただきたいという、いろんなことからそういう啓蒙等はやっておるわけなんですけれども、今ほど議員さんの方からもありましたように、地元とのやりとり関係の中でそういうふうな電算利用という部分が大分出てまいりましたので、とめるわけにはいかないという状況もあるというふうに考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 記憶媒体は吸収がすぐできるので、要は町のデータがですね。そういうような形についてやはり慎重に、取り扱う方もやたらに、ちゃんとした人が吸収するんやというふうな、またデータを貸し出しするんやというふうな形のものを、やっぱり決めごとをしっかりとしないといけないと、変なデータがたつたと流れていくというふうな形がありますので、どうかひとつ、よろしくをお願いします。

最後ですけど、万が一、個人情報、保有する情報が流出したときに、その情報伝達ルートというふうな形について、やはり町民の皆さんとか、また、利害関係者の方に開示をする仕組みというのをつくっていかねばならないと思うんですけども、それは今現在できているんでしょうか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 特に定めはできておりません。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** できるだけそういうふうな仕組みを構築していただきまして、やっぱり頑固に守るというふうな形のものですら頑張っていたきたいなどは私は思います。

これにて私の質問は一応、提出させていただいた分は終わりなので、これにて質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○建部議長 阪東議員の一般質問が終わりました。

次に、6番 木村議員の一般質問を許します。

木村議員。

○木村議員 それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、いわゆる通告書の前に、ちょっと答えていただけるかなと思ってちょっとしたことを聞いておきたいんですが、教育委員会という部分で、先ほどの町長の答弁に、西の委員さん2人、東の委員さん2人と教育長の5人でということが、恥ずかしながら数名だというのはわかっておったんですが、2人、2人ということのをさっき知ったところでごさいますして、恥ずかしい話でごさいますが、その教育委員会において、いわゆるこの議会と同じような議会が行われているというふうには思うんですが、どのようなペースでやられておられるのか、あるいは、その議会は誰が招集されるのかということのをちょっとお聞きしたいと思うんですが、どうでしょう。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 済みません。それでは、今の質問について、ちょっとお答えをさせていただきます。

まず、教育委員会は、議会と同じように本会議を年6回から8回ぐらいは開催をしております。それは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という中で、教育委員会が協議する事項が決まっております。その中で、例えば24年度の学校教育基本方針を定めるとか、社会教育方針を定める、人権教育方針を定める等々の会議を含めて予算、決算ですね、今日お願いしている決算も含めてさせてもらっているというようなことであります。委員さんは5名で、教育長が委員長、教育委員会は委員長が招集をするということになっております。

以上なことでよろしいでしょうか。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。通告書もないのに申しわけございませんでした。

そうしましたら、通告書に沿って質問させていただきたいと思います。

まず、学校における諸問題という大題を切っておりますが、軽微な質問から、ラジオ体操というのが昔からあるわけなんです、いつごろから教えなくなっただのか、その次に、いつごろから夏休みのラジオ体操の期間が短くなってしまったのか。それから、各地区の、いわゆる13集落あろうと思うんですけど、13集落の取り組みはどんなものかをお聞きしたいと思います。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 それでは、ラジオ体操のご質問についてお答えします。

まず、いつごろから教えなくなったのかという1つ目の質問ですけれども、ラジオ体操につきましては、夏休み前には小学校の方で、学校の方で指導をしています。とりわけ低学年の子どもたちはラジオ体操の仕方がわからないので、ラジオ体操第一、第二はこういうものですよ。また、高学年の児童は、前に出てみんなの指導をしなければなりませんので、反対になったりしますよというような形でしています。

それから、2番目の、いつごろから期間が短くなったのかということですが、今現在は、多くの字、ほとんどの字がラジオ体操の期間は夏休みの初め1週間と終わりの1週間になっています。このようになったのはもう10年以上前からかなということをお記憶しております。かなり以前はずっと通してやっていた字もあるようには記憶していますが、その当時からそういう、ずっと通してというのは少なく、初めと終わりの1週間が多かったと思っています。

それから、3番目の各地区の取り組みはということですが、いわゆる町の青少年育成町民会議、甲良スマイルネットの方から、ラジオ体操と声かけで地域の触れ合いをというチラシですね、パンフレットを全戸配布していただきまして、甲良町の町民の方全員がラジオ体操に参加していただけるように呼びかけ、特に字の区長さん、老人会長さん、スマイルネットの常任委員の方々にお願いして、ラジオ体操に参加していただくことで声かけ、あいさつをしたり、交流を深めたり、どこどこの子やなというふうな地域ぐるみの触れ合いをめざして取り組んでいます。これは、来年度以降もラジオ体操の取り組みは重点事項として継続していきたいと考えています。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

今、いつごろから教えなくなったのかという質問に対して、夏休み前には、いわゆる指導をしていると。高学年ともども、低学年メインに指導をしているというお答えだったんですが、なぜこの質問が出てきたのかというと、つい先月の夏休み、7月20日過ぎから始まっている夏休みで、今、答弁がございましたように、休みの前半1週間と最後の1週間というふうに各地区、スマイルネットの呼びかけでやっておられるということをお聞いたんですが、15、6年前に、私が役員をさせてもらっていたときには、毎日でした。休みが始まって日曜もなく毎日ラジオ体操をしておった覚えがあります。しかも、私がラジオを持って、6時半の放送をスタンバイして毎日やったという記憶がございますので、それがなぜなくなったのか、ちょっと残念な部分ではありますが、これはNHKの見解でございますが、このラジオ体操さえして

いたら、今、いろんな世間で問題になっているダイエットだとか、健康を害するとか、いろんなことが障害として人間の体に出てきているんですが、このラジオ体操を日々やってくださっておいたら、そういうようなことは考えないで済むというようなNHKの見解があったので、ちょっとさわっておきたいと思います。

そうしましたら、次に、2番ですね。東小学校の東側歩道、金屋までの刈り込みに対しての東側の個人土地の雑草処理という部分で質問させていただきたいと思います。

まず1点目ですね。歩道の生け垣は手入れされておるんですが、個人の雑草に対しての行政指導はどうなっておるのかということと、それから、②で、痴漢出没の問題が起きる危険がありそうだがという部分での見解を求めたいと思います。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** まず、東側の生け垣でございますけれども、これは金屋区の老人会の方で手入れをしていただいているところでございます。それに隣接する個人土地の雑草の点でございます。

まず、町といたしましては、町道の除草作業については現在のところ原則行っておりません。町道にはみ出した樹木の枝が出ている場合などは、通行に支障があるときは撤去していただくように持ち主の方に指導をしているところです。

それと、個人土地の雑草でございますけれども、町道との際になるところにつきましては、地元区に相談とか、関係機関と協議を行い、何とか実施できるところは実施をしてもらっているという実情でございます。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** 2点目の痴漢の出没など、問題が起こる危険がありそうだというご質問についてですけれども、先日も校・園長会を開きまして、東小学校の学校長に、ここの状況をお話をしていました。もうすぐ運動会が22日にありますので、その保護者の駐車場にお借りしているので、一部除草をするということがありますが、まだ長い草のところもあるので、その部分については子どもたちがこれから冬、日が短くなって、下校時にそういう危険があるので、PTA、保護者、あるいはスクールガードの皆さんと相談して安全を守るように、また、教育委員会としましても交通安全のパトロールと併せてこういったところに気をつけてパトロールをしていきたいと考えています。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** 金屋の老人会さんのご苦勞が伝わってきました。

私、ちょっと質問、いわゆる疑問に思っておられる方の代弁者としてなんですが、要は歩道の生け垣ですね、小学校から金屋へ向いての生け垣はきれいに、多分老人会の方々がやってくださっているんですが、あの道がいつできたのかというのは、私、ちょっとわからないんですけど、この間も見てみますと、4メートルか5メートルおきに、多分サザンカだったと思うんですが、木があるんですわ。それが生け垣の高さですばずばと切っておられると。切られていると。ずっと東小学校のグラウンドの方に寄りますと、たしか20メートルほどだったと思うんですが、20メートルほどはサザンカの木が植わっていない。ただの生け垣だけ。あとはずっと金屋方面に向かって切られているという部分で、新芽が出ておったように思います。あれがなぜ4メートル間隔でそういうふうなふうに植えられたのか、その疑問と、あれが切られたのが痴漢が出たらどうするんやというようなことで切られたというふうに聞いております。あれを切るぐらいならば、いわゆる個人土地の雑草の部分ですね。あれをその前に何とかせなあかんのとちやうかというような疑問がありましたので質問させていただいたんですが、今もその所有者に言っているというふうに言われていますけど、この間ちょっと聞きましたところ、道路側の部分、1メートルから1メートル50ぐらいは、いわゆる草がずっと道路の方に伸びておったわけですが、それを、なぜ、どういうふうに、ユンボか何かでが一っつとめくってくれはったのか、ちょっとわからないんですが、あれはあれでいいんだと思いますが、やはり今先ほどちょっと学校教育課長が言われたように、冬に向かって引き込まれたら、あの雑草地は引き込まれた多分わからないと思いますわ。だから、何とか所有者の方に強く言って何とか解決の方向にいければというふうに要望しておきます。

そうしましたら、次、3番目に移りたいと思います。

小中学校の通学路についてということでお尋ねしたいと思います。

小学校の通学路なんですが、大雪のときのことをちょっと聞きたいと思います。大雪が降って、雪の量にももちろんよるわけですけど、たしか15センチか、20センチかになると、行政発令で各業者が除雪されるというふうには聞いておりますが、そのときに道路はもちろん業者さんが除雪されるわけですけど、通学路に関しましては、いわゆる13カ字、通学路がおのおのあるわけで、歩道を歩いて帰られるところもあろうかと思えます。そういうところは歩道の方はどういうふうに除雪されているのかなというふうに思いましたので、各字のPTAの連携はという質問をしたいと思えます。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** 通学路の大雪対策ですけれども、1点は、小学校の方から通学路の地図を上げていただきまして、除雪をしていただきたいというところ

ころを地図で明示して建設課の方に小学校の通学路になっていますので除雪をしていただくようお願いしているところです。

次の歩道についてですけれども、大きな歩道で機械が入れるところ、あるいは、小さくてなかなか行けないところは地域、場所によってあるんですけれども、大きなところですぐあけられるところはいいけれども、小さくてなかなか歩道まではあけられない、そういった課題のあるところにつきましては、毎年小学校の方がPTAの役員さんと協議をしていただいて、どういふふうにしていくかというのを進めているところです。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。建設課の方で業者さんをお願いしたという部分と、やはり歩道の部分、できない部分がある地域は、PTAの役員さんに協力を仰ぐというようなことですが、池寺にとりまして、池寺は小学校までの通学路に関しまして歩道はないんですが、道路の片側に1メートルほどですか、1メートルほどの白線を引いていただいて、そこが通学をするというふうになっております。

ところが、その道は、いわゆる大雪が降ると業者さんがあけてくださるんですが、たしか4メートルほどの道幅があったかと思うんですが、その業者さんの重機の幅にはよるんだらうと思うんですが、ばーっと車が通れるように多分あけられると思うんです。あけて、いわゆる行ったきりで、いわゆる一方通行であけられると思うんです。

ところが、あけられたら、4メートル幅があったら横へ雪はのくんですけれど、2メートルとか、2メートル50の幅だったら、真ん中をあけてくださったら、その雪は歩道側にたまるわけです。そうすると、小学校の子どもは雪があるところは通れへんものやから、車道へ、車道へ出るわけですわ。そうすると、車が来たら問題になるというような部分がありますので、各地区、違うかと思うんですが、そこら辺、一方通行の除雪じゃなく、ダブルでやってもらったらあいてしまうというふうに思いますので、そのこのところを今後の課題として何とかしていただきたいというふうに要望しておきます。

その次に、②中学校の通学路の見直しということが可能かどうかという、特に自転車通学のことをお聞きしたいと思います。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 これは、疋田理髪店さんのところから甲良中学校の前のことよろしいでしょうか。ちょっともう少し、どの辺あたりのことを言っておられるのかわからないんですけど、お願いできますでしょうか。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 そうではなくて、各、いわゆる13カ字ありまして、おのおのの

通学路があろうかと思うんですが、全体にわたってのことなんです。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 わかりました。ありがとうございます。

見直しの可能性はと書いていただいているんですけども、これは、やはりその都度危険だと、危ないということであれば、すぐに見直し、変更は可能だと思います。むしろしていかなければならなかと考えています。6月の議会でも丸山議員さんの方から、今ちょっと言いました、疋田理髪店さんから中学校前を通過して中学校の正門に入るのは道路幅が結構あるんですけども、中学生が2列とかになったら危ないので何とかならないのかなということをご質問をいただきましたので、早速中学校と相談して、その件につきましては、県道ですけれども保健福祉課の方にある歩道と同じような歩道を中学校側にもつけていただいているというような要望を建設課の方から出していただこうというようなことで相談を進めているところです。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

今、さっき続けて質問しようと思ったんですが、ちょっと切った方がいいなど、僕が思いましたので、特に自転車通学というふうに書いたのは、過去私どもが通学していたときは、ほんまに田んぼの中の道を通学していたわけですわ。そのメインの、昔は県道やったわけですけど、そこら辺は自転車通学のときに何回か帰ったことがあると思うんですが、ほとんどは田んぼの中の道を帰っておったように、いわゆる通学していたように記憶しております。

ですから、今、町道にかわったんですけど、行きはあまり見えへんんですけど、通学、学校に行かれるときはあまり見ないんですが、帰り、2列、3列と横並びになって帰られるというケースが常に見受けられます。だから、通学路の見直しが可能であるかどうかというふうに聞いたわけでございます。これは、見直しが可能ならば安全な道を帰っていただいた方がいいと思うので、その指導と、その可能性を見出していただくのと、2列、3列になって帰るというようなことがないように強く指導をしていただきたいと思います。

そしたら、次、行かせてもらいます。

4番目、小学校の問題点についてということで聞きたいと思います。一つ一つ聞きたいと思います。

まず、夏休みの期間が学校によって違うということを知りましたんですが、なぜか。ゆとり教育との関係があるのかないのかをお聞きしたいと思います。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 夏休みの期間のことですけれども、これは学校によって

ではなしに、市町によって、管理運営規則によって定めることになっていきます。同じ市町であれば小学校も中学校も同じということになります。ゆとり教育との関係ということですが、例えば彦根市の場合ですと、2学期は3日か4日か早く始められますが、そのかわりと言ってはあれですけども、新学期、新年度の始まるのが8日ですけれども、4月10日から始められるというふうな工夫をされたり、それぞれの市町によってということです。本町の場合は、従前どおり4月8日から1学期、9月1日から2学期を始めています。

ただ、もうすぐ夏休みが終わる、あるいは夏休みに入ったというときには、夏休みの学習や生活の計画をしっかりとやるというふうな指導をするために、あるいは夏休みの終わりには、もうすぐ2学期が始まるのでということで1週間くらいは学年の登校日や全校登校日、あるいは学力補充日、あるいは学力テストの日等を設けて2学期がスムーズにできるような、スタートできるような取り組みをどの学校もしているところです。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 今の答弁は、小学校ですか。中学校ですね。いわゆる休み中に登校する云々は。小学校もあるんですか。そうですか。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 小学校も夏休みに入ったとき、あるいはもうすぐ2学期が始まる8月の末ですね、地藏盆が終わってから学年登校で学級全員を集めたり、あるいは、宿題がもう少しできていないので見てほしい人来なさい、学校でやったり、また、呉竹や長寺の地域総合センターの方でもそういう補充学習会を積極的に進めていますので、やはり中学校の方ではさらに運動会が今週ですので、2学期が始まって1週間したら運動会ということですので、夏休みの後半にはそういった体育的な授業というんですか、登校して学習をしているところです。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。わかりました。

そうしましたら、2番なんですけど、今ちょっと聞いておきますと、私も情報の不足だと自分自身、今反省しておるんですが、夏休みの、いわゆる小学校の部分で、夏休みの宿題の採点を親がチェックするというようなことをお聞きしました。なぜか。先生、サボっておると違うかというふうな町民さんの意見がございましたので、どうですやろ。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 これはないと信じています。もしそんなことがあれば言っていていただいて、指導をしなければならぬと思っているところです。夏休

みの宿題にしましても何にしても、子どもの指導とか採点とか評価は教職員の職務で一番の仕事であると考えます。

ただ、学校でそういうふうに学習したことを家庭でも話題にしてもらう。こんなことを勉強したよとか、あるいは、お母さんが夕食の用意をしておられるときに子どもたちがそのそばで、本を何回読んだでとか、これから読むで、聞いててなとか、そういう意味で家庭の協力を得る、学校と家庭が連携して子どもたちをしっかりと育てていくという意味で見守ってもらうことは大切であると考えます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。ちょっと不十分な調査で申しわけいなというふうに私は今思っております。

そしたら、次、3番に行かさせていただきたいと思います。

1クラスという、小学校のことなんですけど、仕方のないことだとは思いますが、1クラスの弊害ということをちょっと思いました。6年間同じクラスだと、そういうところから学年が上がるたびに、私のときなんかは沢山の生徒がおりましたので、常に変わっていったのが当たり前というふうな部分があったんですが、昨今は1クラスと、小学校1クラスというのが長く続いておるので、こういう問題につながらないかどうかという質問をしたいと思います。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 今年度の場合ですけれども、東小学校では1年生と6年生が1クラスです。西小学校では1年と4、5、6年の4つの学年が1クラスです。その学年は40人に満たないということで、41人にならないと2クラスになりません。これからはますます人口が少子化で減っていきますので、学年1クラス、中学校でも全学年が2クラスしか現在のところありません。これからそういうふうに、いわゆる単学級、1つの学級しかない学年が増えていくかと思いますが、いじめが増えるのではなく、逆に6年間、あるいは中学校へ行ってもお互いに支え合い、励まし合う、人間関係がよくなるような指導を継続していきたいなと考えます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。私の不安が的中せずに、より生徒数が減るということで、より先生の目が届くようにというふうにも思いますので、ひとつ、よろしくお願ひしたいと思っております。

5番に移ります。

携帯電話についてなんですけど、小学校・中学校というのは、今、携帯を持っておられる生徒さんというのはどれくらいのパーセンテージおられるのか

などというふうに思いましたので、お聞きしたい。

それから、2番目の方のいじめという、いわゆる報道によると、僕もちょっと詳しくわからない世界なんですけど、裏サイトというのがあるらしいです。新聞によりますと、2008年度らしいですが、2008年度で3万8,260件のいじめの内容のメールが、いわゆる裏サイトに流れていたというようなことをちょっとお聞きしましたので、いじめのまず最初は、パソコンもちろんあるんですが、メールからだと言いますが、見解はどうでしょう。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 まず1つ目の、携帯電話の所有状況ですけれども、小学校ですと2年生ぐらいから持ち始めている子どもがいます。学年によって、あるいは男女によって持っている率は違うんですけども、小学校全体をあれをしますと、大体20%、2割の子どもたち、小学生が携帯電話を持っているという調査になっています。

中学校ですと47%、半分にはちょっと満ちませんが、47%の中学生が携帯電話を所持しているということです。メールにつきましては、中学生の方で携帯を持っている生徒のうちの40%がメールをしているという調査結果になっています。

もちろん学校へは持ってきてはいけない。学校への所持は禁止ということになっていますので、家に帰ってからとか、そういうふうな使用が原則となっています。

それから、2つ目のメールによっていじめが生まれるのではないかとのご心配の質問ですけれども、まさにそれは大きな問題となっています。携帯電話を持っているということは、便利で安心・安全などという部分もありますけれども、それだけではなく、それ以上にデメリット、不安といいますか、心配な部分があります。ゲームをし過ぎて膨大な料金になったり、あるいは、出会い系サイトで犯罪被害になったり、あるいは、ネットによるいじめで知らない間に多くの仲間が一定の子どもの非難、誹謗中傷というんですか、いじめをしていたりというようなことがされています。

そういった意味で学校では携帯電話のそういったデメリット、マイナス面について子どもたちはもちろん、保護者にもチラシ等を配っているいろんな機会を持っていることの意味、あるいは、その注意事項等について指導をしっかりとしていますし、これからもさらにしていかなければならないと考えます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

学校へは持っていけないということを、いわゆる原則として持っていってはだめなんだということをお聞きしましたので、ちょっと胸をなでおろした

部分があるんですが、いわゆるテレビでしゃべっておられたんですが、やはり見えないところ、つまり陰でメール等々でいじめが進行しているというようなことを言われておったのが非常に耳に残りましたので、このメールからだと聞くがというふうに質問したわけでございます。

それから、メールで、学校には持って行っておられないということなんですが、家に帰ったらそういうメールとか、いろいろゲームとかをやられているというふうに答弁をもらったんですが、メールを先生、担任の先生とは限らないと思うんですが、親しい先生に生徒の方から何か悩み等々があったら先生の方に送れるというような状況があるかないかを、わかっただらお願いしたいと思います。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** 基本的には、個人情報になりますので、個人の携帯電話番号、あるいはメールは教えない、言わない、そういったときには、例えば学校の電話でありますとか、あるいは学校の携帯電話、あるいは課外活動をしたときには、この携帯電話ならいつでも結構ですというような工夫をしています。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** なるほどという答弁だったんですが、やはりメールを生徒の方から、何か悩みがあったらメールで送って、そういう状況におると。私はそういう状況なんですというようなことが先生に伝えられたら、要はいじめという部分がかなりなくなっていくんじゃないかというふうに思いましたので、もし許されるならば、個人情報という、昨今面倒くさい法律が決まってしまったものですから何なんですけど、先生にメールを送るという状況をつくってもらいたいなというふうに要望しておきたいと思います。

それから、次に移らせていただきますが、最初にちょっと言い忘れてしまったんですが、教育次長の方に、事務方のトップとして見解を聞きたいので、何項目か指名させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、6番目、いじめ問題というふうに進めさせていただきますと思います。

聞きますと、全国に3万校というふうに、いわゆる小中学校が3万校あるというふうに聞きかじりで聞いたことがあるんですが、いじめの問題が取りざたされたのはいつごろのことなんですかという質問でございませう。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** いじめの問題につきましては、かなり以前からで、もう10年、20年以上も前から問題になっていると思います。その問題が落ちついてきたかなと思ったら、また発生したりと、波があるというんですか、

そういう状況で、最近、取りざたされるようになりましたのは、やはり昨年度の11月、大津の中学生が飛び降り自殺をした、そのころから最近、こういうふうになってきたのだと思っております。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 私、昔、それこそ半世紀前、50年前ぐらいになるろうかと思うんですが、私の経験上で、要はかつあげというんですか、金品を要求されたり、あるいは、暴力で、げんこつで殴られたりというようなことを経験した覚えがありますけど、その時代のときにはいじめがどうのこうのというのはなかったわけで、親に言うこともなく、それが続くというようなこともなかったと思いますので、自然に忘れていってしまっていたのかなと思います。

次に、各学校からの報告というのは、何らかの報告があるかと思うんですが、どうも聞いていますと、学校側の言い分と、いわゆる生徒側というか、生徒さん側との言い分というのに違いがあるということで、調査に限界があると。それ以上できないというようなことがあるらしいんですけど、見解をちょっとお聞きしたいと思います。次長、お願いします。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 2番目の質問ですけども、学校からの報告の件につきましては、毎月校・園長会ならびに教頭・副園長会等を開いております。その中でいじめの事例が疑われるときは、その都度報告、連絡を受けておりますし、当然、共同体制で取り組むという姿勢で進めておるところであります。議員が心配されているようなことは、私はないと思っております。

以上です。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

毎月会議があるということで、そのときの報告が変な報告がないように祈るばかりでございますが、先生は学校に朝8時半ですか、あるいは9時か、ちょっと、済みません、申しわけない、わからないんですけど、学校におられる時間帯、生徒さんが学校におられる時間帯は観察して、先生が観察をすることによっていじめが発見できるというような話を聞いたことがあります。

また、親は子どもの様子を常にチェックして、何かありそうかないかという、いわゆる自分の子どもですさかいに、チェックすることによって、この子、おかしいわと、うちの子、おかしいわというような部分が発見できるというふうに聞いておりますので、まず、学校側で、先生は生徒の観察をしていただきたいというふうに要望しておきます。

それから、3番目です。

いじめに対しての考え方は、生徒側と学校側にはちょっと違いか相違点が

あろうかというふうに思うんですが、いつごろから、いわゆる当初は学校側の言い分が通っておったという時代があって、何年度か以降、ちょっとわからないんですけど、生徒側の意見が表に出るようになった、通るようになったというようなことがあったらしいんですけど、なぜそうなったのかというふうに、もし答弁いただければありがたいと思います。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** 3番目の質問ですけれども、生徒側と学校側には相違点といいますか、行き違いがあるというふうに解釈してもいいんですかね。やはり一番は生徒と先生の信頼関係、あるいは保護者の信頼関係によって、生徒あるいは児童ですね、小学校の子どもたちが思っていることを先生に相談できる、声を上げられる。逆に言うと、指導者側が耳を傾けて、どの子の意見も聞くと。そこでやはりいじめられたという立場の弱い子の身になって、一番にその部分を考えるという姿勢が一番大事にしているところです。

ところが、そういったところでなかなか見えない、わかりにくいというふうな部分もありますので、1人ではなしに、いろんな先生が子どもたちについていっぴいかかわって、子どもたちが、A先生はちょっと話がしにくいけど、B先生やったらというふうなこともありますし、友達やったらということもありますので、そういう情報網をいっぴい広げていじめの早期発見、早期解決をめざしていきたいと考えています。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** ありがとうございます。

そしたら、次、4番目、行かさせていただきます。

メール、先ほどちょっとメールのことを言いましたんですけど、メールと同じく言葉の暴力から始まるケースというのがやはりいじめの最初にあるということを知りました。例えば、ばかとか、死ねとか、きもいとか、うざいとか、というような暴力から始まるケースがあるらしく、また、トラブルというのといじめというのの判断が非常に難しいと思いますが、私、ちょっといじめかトラブルかという部分で相談を受けたことがあるわけですが、今となってはもう2、3年前の話なんですけど、このごろ思うのに、そのときの問題点を思うのに、まさにトラブル、いじめ、そのはざまにある問題だと思うんですけど、どうやらやっぱりいじめとなると世間を騒がしている問題は、学校において生徒間において起こっているように思います。

ところが、私が3年ほど前に経験した1件というのは、家族、家と家みたいな、やっぱりこれはトラブルやったのとちゃうかなと。ところが、一方の方は、これはいじめやというふうに思われたというところで相談を受けた部分があるんですけど、今から思えばもう少しいいアドバイスができればと思

うんですが、ちょっとトラブルじゃなかったのかなというふうに思います。

ところが、残念なことに、この問題は、多分当事者にとって解決はしていないと思うんですが、表面上解決はしているようでございますが、最近、あまり相談を受けませんので解決はしているかと思うんですが、ただ、その解決方法が問題であって、甲良町の小学校から転校されたことによって、他の小学校に転校されたことによって、その問題が解決したと。ところが、家にとっては解決はしていないというふうに思うんですが、この先、何年か成り行きを見ながらというふうにご家族さんも言われたので、ちょっと様子見をというふうに思っておるんですが、要は、トラブルといじめという判断は難しいと思うんですが、次長、見解はどうでしょう。

○**建部議長** 教育次長。

○**金田教育次長** ちょっと難しい質問をいただいているんですが、とりあえずは、いじめというのは被害者といいますか、被害者がいじめられたと思ったら、これはいじめだというふうに思います。被害者児童・生徒の立場に立ってが一番大事な事かなと思います。

今、議員がおっしゃられた、ある一例の、引っ越しされたというご家族のことについてですが、この件については、親同士のトラブルとか、そのことが子どもにも波及したというようなことも聞いておりますので、そのことについては、ちょっと私どもの方ではいじめとは受けとめられないなというような感じをその当時は思っておりました。

以上です。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** ありがとうございます。

5番目に移らせていただきます。

いじめられた、いじめがあった場合に、誰が彼・彼女を救えると思われるのか。また、生徒を信じようとすることは現実とは違うというふうに思うんですが、見解は。信じて、先生が生徒を多分全部信じておられると思うんですが、でも、よその学校ではそれがいじめにつながっている部分がありますので、生徒を信じようとする事と事実、現実とは違うと思うんですが、どうでしょう。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** 誰が彼・彼女を救えるかというご質問ですけど、一番はやはり周りの子どもたちがいち早く気づいて、もちろん本人が嫌だとか、言えればいいんですけども、言えない場合、その周りの子どもたちが、それはだめだと言えるふうになればいいかなということも1つ思います。

昔のいじめとかトラブルは、周りもみんなわかっているし、けんかしてや

るな、いじめてやるなということがわかっていたように思うんですけれども、最近では、例えば5人の仲よし友達がいて、5人はそんなに仲よしやったのに、その仲よし友達の5人の中でいじめる立場、いじめられる立場が出てくる。あるときはAがいじめられ、また次はBがいじめられ、そういう複雑なといいますか、構図になっていますので、最近の子どもたち、生徒の弱さというんですか、はやりというんですか、そういった部分がありますので、指導者も十分その辺は仲よし友達の中でそういうことが起こり得るということ、大きなネックといいますか、ポイントにしております。

以上です。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 まさに課長が言われたとおりだと思います。聞いておきますと、テレビなんですけど、聞いておきますと、ある仲よしのグループがいて、4人、5人といいて、その中である日突然無視が始まるらしいです。それにはリーダー格の人がいて、そのリーダー格の人の言うことを聞いてあと数人の方が、それで1人の方をいじめるというような、無視するというようなことから始まるというふうに言っておられました。

その人はどうやって解決したかと。その人は自分で解決されたんですよ。ところが、どうやって解決されたかといいますと、その方が逆に、善悪で言いますと、最初の方は悪のリーダーです。今度は善のリーダーとなって、その悪のリーダーを無視するというふうな方向に行かれたそうでございます。それに賛同したほかの生徒さんもおられて、最後には悪のリーダーが善のリーダーの方に謝ったということでいじめがなくなったというようなことをちょっとテレビでおっしゃっていましたので、単なる参考でしゃべらせていただきました。

その次、6番目に行きたいと思います。

他の地域でアンケート調査というのが行われているのは昨今の新聞紙上でよく聞くことなんですけど、甲良町ではどうですかということと、また、いじめ相談員、あるいはいじめの対策担当者の設置というようなことを考えておられるかどうかをお聞きしたいと思います。

○建部議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 いじめについての実態調査は、本町でも機会あるごとに実施しています。最近では特に毎月のような形でしています。

ところが、調査をしたさかいにすぐにいじめが発見できる、わかるというものではありませんので、やはりその都度、調査の内容、方法、時期等を考えながら、本当にいじめの調査が有効なものになるように、より研ぎ澄ましているところです。

それから、いじめ相談員のことについてですけれども、今年度も町の方で心のオアシス相談員さんを設置していただいております。あるいは、県の方からはスクールカウンセラーを常時設置していただきまして、そういった困ったとか、心配事がすぐその相談員さんに相談できるように、また、きのうですか、文部科学省の方でスクールカウンセラーの数を増やしていじめの根絶に向けていくというようなことを言うてますので、小学校の方にもスクールカウンセラーの人数を増やしていけるのではないかなと考えます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

アンケートをとっていると、実施しているというふうに答弁していただいて、ありがとうございます。

ただ、そのアンケートの取り方というのが非常に問題があるというふうにテレビで聞いたことがあります。そのときは、アンケートの方法、アンケートの取り方の方法をしゃべっておられました。1つ、参考にしていただけたらという意味でしゃべらせてもらいたいと思います。

全員に例えばアンケートをとりますね。そうすると、それに対して生徒はいろいろと書くわけですわ。ところが、アンケートでいじめ関係のことがない生徒は、書くことがないんですよ。悩みがある生徒は書くことがあるわけですわ。そしたら、あの子、何か一生懸命書いてやるで。何かあるんか。こっちは、何もかいてあれへんかというので、こいつはないんかという意味で、悩みがあっても書けんのです。書きたくても書けんというようなことがあるそうでございます。ですから、それを解消するために、全員にある文章を渡されるらしいです。その文章を、いわゆる悩みのない方はその文章を書きなさい。悩みのある方はそんな文章をおいておいて、自分の本当の悩みを書きなさいというようなアンケートの取り方があるというふうに聞きましたので、ぜひ採用していただけたらなというふうに思います。これは要望でございます。

それから、次に移りたいと思います。

数日前の新聞に、監禁事件だったと思うんですが、15歳の少女らが逮捕されたというふうな記事が上っておりました。大津の事件以降もいじめの報道が沢山あるんですが、その学校、あるいは教育委員会は一体どのような対処方法をとられているのかということに非常に疑問を思うわけでございます。甲良町ではそのようなことがないと信じております。ということで、上記の質問、6番目の質問、6つほどさせていただきましたが、教育委員会の委員としての、教育委員会の委員さんたちがどのような見解を持っておられるのか、総合的な見解を持っておられるのかを、次長、ひとつ、よろしくお

願います。

○**建部議長** 教育次長。

○**金田教育次長** それでは、お答えをいたします。

この9月4日、ですが、第4回目の教育委員会本会議が開催されました。その冒頭、教育委員長が、甲良の教育委員会としてのいじめに対する見解を述べていただきました。その中では、いじめが起こらない環境づくりが大切であるということ、そのためにはいじめの問題というのはいつでも、どこでも、誰にでも起こるんだという認識のもと、アンテナを高くして、最初から最悪の事態というものを想定をしながら、慎重に、そして素早く、誠意を持って、教育委員会委員を含めた組織的に関係機関と連携をしながら取り組んでいきたいというお考えをお持ちでございました。

以上です。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** ありがとうございます。

甲良町の教育委員会の、いわゆる活躍といたら、ええのかな。期待するところでございます。

そうしましたら、最後の質問に移らせていただきます。

まず、安心・安全な学校づくりとは。クラブ活動というのが一番の人間形成に、あるいは仲間づくりに一番だと思いますが、甲良中学校の全体の入部状況を学年別、男女別にわかれば教えていただきたい。

それから、家では親が、学校では先生が親となって叱咤激励し、勉強に、生活に、クラブ活動にと見守ってもらいたいわけですが、見解をお願いしたいと思います。2点、よろしく願います。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**橋本学校教育課長** 中学生の人数ですけれども、ちょっと男女別は今は持ってこなかったのであれですけれども、1年生が62名です。それから、2年生が71名、3年生が62名、合計が195名です。

そのうちの部活動についてですけれども、運動部活動が7つ、文化部が4つあります。11の部活動があるんですけども、195人のうち190人、97%が何かの部活動に入って毎日活動しております。3年生は、もう今の時期、終わりましたので、現在は1年生と2年生のみですけれども、運動部活動にそういう、本当に高い入部率で頑張っています。

木村議員さんがおっしゃいますように、まさに部活動は人間づくりと申しますか、心身、心も体も鍛えられる、あるいは、友達の仲間関係づくりもできますので、まさに学習内容と同じくクラブ活動を重点化して今後も取り組んでいきたいと思っております。

2番目の方ですか。家では親が、学校では先生が親となってという質問、よろしいでしょうか。続けて答えさせてもらいます。

まさに何回かお話もさせていただきましたように、学校だけではできませんけれども、少なくとも学校へ来た生徒たちが喜んで学習に、部活動に励めるように、それぞれの心の居場所があるように学校では迎えたいと思います。

先ほど出勤時刻の問題もありましたけども、中学校の教職員は7時過ぎには、早い先生は6時台に来て朝練、朝の部活動、練習をしている先生もあります。本当に朝早くから、夕方は、夏場ですと5時、6時まで部活動を頑張っていて、へとへとになって、そして、さあ帰るときには中学校の前を自転車で帰りますので、疲れた体ですので車には十分気をつけてという、見送っている姿も毎日あります。

また、おうちの方の協力なしでは、あるいは、地域の皆さんの協力があってこそその教育かと思いますので、学校と家庭、地域が一体となって子どもたちの育成にこれからも努力したいと考えます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

甲良中学出身の子どもたちは、先生に対して強がりと言うけれど、トラブルを起こすこともあるけれど、仲間意識は強く、打たれ強いと聞いております。このことは、もう15、6年前になるんですが、私がPTAの役員をさせていただいたときに、しかも打ち上げのときに甲良中の教頭先生から、当時の教頭先生から、ちょっとお酒が入って本音の部分聞いたことがあります。その先生は、甲良中の生徒は仲間意識が強く、打たれ強いんですというようにことを言っておられたのが思い出されるところでございます。

近年でも、数人の知り合いの現役の先生からもそういったことを聞いております。先生と生徒の信頼関係が強いということだと思います。甲良中で、甲良でいじめという言葉を受けないことを祈りまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○建部議長 木村議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時20分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 山 田 壽 一

署 名 議 員 西 澤 伸 明